

平成29年8月31日提出

平成29年第3回
小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第61号

平成29年8月24日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

五十嵐 京子

平成29年第3回小金井市議会定例会の招集
について (通知)

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- 認 第 1 号 平成28年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 2 号 平成28年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 3 号 平成28年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 4 号 平成28年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 5 号 平成28年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第6号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 議案第48号 平成29年度小金井市一般会計補正予算 (第2回)
- 議案第49号 平成29年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算 (第2回)
- 議案第50号 平成29年度小金井市介護保険特別会計補正予算 (第1回)
- 議案第51号 平成29年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2回)
- 議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第54号 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第55号 市道路線の認定について

議案第56号 市道路線の廃止について

議案第57号 公の施設の他の団体の利用に関する協議について

その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

○ 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

○ 小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会について

平成29年5月19日（金）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の議案を承認又は決定し、報告事項について説明がなされた。

(1) 議 案

- ア 平成28年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告
- イ 平成28年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算
- ウ 平成29年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算（案）
- エ 役員を選出について

(2) 報告事項

- ア 平成29年度東京消防庁主要事業について

2 全国市議会議長会定期総会について

平成29年5月24日（水）東京国際フォーラムにおいて開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞、祝電披露、新市紹介、会長選任に続いて、表彰式が行われた。

その後、議事に入り、次の報告を承認し、議案を決定した。

(1) 報 告

- ア 一般事務及び会計報告
- イ 各委員会報告

(2) 議 案

- ア 部会提出議案 27件
- イ 会長提出議案 地方創生の推進に関する決議
地方税財源の充実確保に関する決議
防災・減災対策の充実強化に関する決議
東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

3 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会について

平成29年5月26日（金）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の報告を了承し、協議事項について認定又は決定した。

(1) 報 告

- ア 会務報告
- イ 委員会報告

(2) 協議事項

ア 平成28年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定
について

イ 平成29年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）
について

ウ 役員の選任について

- ・ 会 長 昭島市
- ・ 副会長 調布市、稲城市、瑞穂町
- ・ 監 事 府中市、奥多摩町
- ・ 理 事 各市町村議会議長
- ・ 第1委員会
委員長 東大和市
副委員長 府中市、清瀬市、奥多摩町
- ・ 第2委員会
委員長 立川市
副委員長 狛江市、あきる野市、西東京市
- ・ 第3委員会
委員長 東村山市
副委員長 町田市、青梅市、調布市

エ 総会決議（案）について

4 東京都市議会議長会定例総会について

平成29年5月29日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、各市議長紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 関東市議会議長会第2回理事会の会議結果について

ウ 関東市議会議長会新支部長会議の会議結果について

エ 第217回東京都都市計画審議会の会議結果について

オ 全国市議会議長会第207回理事会の会議結果について

カ 全国市議会議長会各委員会合同会議の会議結果について

(2) 協議事項

ア 各市提出議案について

5 東京都北多摩議長連絡協議会定例総会

平成29年7月18日(火) 東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

(2) 協議事項

ア 平成28年度東京都北多摩議長連絡協議会事業報告について

イ 平成28年度東京都北多摩議長連絡協議会歳入歳出決算の認定について

ウ 平成29年度東京都北多摩議長連絡協議会事業計画(案)について

エ 平成29年度東京都北多摩議長連絡協議会歳入歳出予算(案)について

オ 平成30年度東京都北多摩議長連絡協議会役員(案)について

平成30年度役員市

会長 府中市 副会長 東村山市 監事 国立市

6 東京都市議会議長会定例総会について

平成29年8月8日(火) 東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、各市議長紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 北方領土の返還を求める都民会議第1回理事会及び通常総会の会議結果について

ウ 平成29年度公益財団法人東京都区市町村振興協会定時評議員会の会議結果について

エ 全国市議会議長会第159回社会文教委員会の会議結果について

オ 全国市議会議長会第208回理事会の会議結果について

カ 全国市議会議長会第159回産業経済委員会の会議結果について

キ 東京市町村総合事務組合議会第1回臨時会の会議結果について

ク 関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について

(2) 協議事項

都県提出議案について

7 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会

ア 目的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に下水道事業について要請を行うための会議に出席するため

イ 場所 東京自治会館

ウ 期日 平成29年7月28日(金)

エ 議員 田頭 祐子 議員

(2) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会

ア 目的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に道路建設事業について要請を行うための会議に出席するため

イ 場所 東京自治会館

ウ 期日 平成29年7月31日(月)

エ 議員 坂井 えつ子 議員

(3) 上級救命講習

ア 目的 小金井市議会議員として、市民の不測の事態に際して適切な救命措置を行うことができるよう講習を受講するため

イ 場所 小金井消防署

ウ 期日 平成29年8月2日(水)

エ 議員 沖浦あつし議員、坂井えつ子議員

(4) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会

ア 目的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に上水道事業について要請を行うための会議に出席するため

イ 場所 東京自治会館

ウ 期日 平成29年8月3日(木)

エ 議員 吹春 やすたか 議員

一部事務組合議会等活動状況報告

- 1 昭和病院企業団議会
選出議員 宮下誠議員 板倉真也議員

- 2 湖南衛生組合議会
選出議員 水上洋志議員 渡辺大三議員

- 3 東京たま広域資源循環組合議会
選出議員 白井亨議員

- 4 東京都十一市競輪事業組合議会
選出議員 斎藤康夫議員 篠原ひろし議員

- 5 東京都六市競艇事業組合議会
選出議員 斎藤康夫議員 篠原ひろし議員

- 6 東京都後期高齢者医療広域連合議会
選出議員 河野律子議員

- 7 浅川清流環境組合議会
選出議員 鈴木成夫議員 小林正樹議員 田頭祐子議員 遠藤百合子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成29年5月13日から平成29年8月10日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

平成29年7月28日（金） 平成29年第1回臨時会

2 会議の概要

平成29年7月28日（金） 平成29年第1回臨時会

行政報告3件及び議案2件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 平成28年度 公立昭和病院取扱患者実績について
- 2 平成28年度 昭和病院企業団病院事業会計収支概況について
- 3 平成28年度 公立昭和病院患者満足度調査結果について

以上3件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第11号 昭和病院企業団監査委員（議員）の選任につき同意を求めることについて

宮下誠氏（小金井市選出）を選任することに同意した。

議案第12号 昭和病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成29年7月26日（水） 平成29年第1回臨時会

2 会議の概要

平成29年7月26日（水） 平成29年第1回臨時会

議案1件を審議した。

議案第5号 湖南衛生組合監査委員の選任の同意について
渡辺大三氏（小金井市選出）を選任することに同意した。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成29年7月27日（木） 平成29年第1回臨時会

2 会議の概要

平成29年7月27日（木） 平成29年第1回臨時会

議案1件を審議した。

議案第7号 監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
大島ひろし氏（昭島市選出）を選任することに同意した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成29年5月29日（月） 平成29年第2回臨時会

平成29年7月21日（金） 平成29年第3回臨時会

2 会議の概要

(1) 平成29年5月29日（月） 平成29年第2回臨時会

副議長選挙及び議案1件を審議した。

副議長には篠原ひろし氏（小金井市選出）を選出した。

第9号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

(2) 平成29年7月21日（金） 平成29年第3回臨時会

正副議長選挙及び議案1件を審議した。

議長には深沢達也氏（武蔵野市選出）、副議長には福安徹氏（八王子市選出）を選出した。

第10号議案 東京都十一市競輪事業組合監査委員の選任について
小野高一氏（小平市選出）を選任することに同意した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成29年7月21日（金） 平成29年第2回臨時会

2 会議の概要

平成29年7月21日（金） 平成29年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案1件を審議した。

議長には篠原ひろし氏（小金井市選出）、副議長には林明裕氏（調布市選出）を選出した。

第13号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）の選任につき同意を求めることについて

大西宣也氏（町田市選出）を選任することに同意した。

東京都後期高齢者医療広域連合議会活動状況報告

1 広域連合議会開催状況

平成29年7月28日（金） 平成29年第2回臨時会

2 会議の概要

平成29年7月28日（金） 平成29年第2回臨時会

議長及び副議長の選挙を実施した。

選挙第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

桜井ただし氏（千代田区選出）を選出した。

選挙第2号 東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙

長村敏明氏（町田市選出）を選出した。

広域連合長提出議案5件を審議した。

同意第2号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

松原忠義氏（大田区長）を選任することに同意した。

同意第3号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

長友貴樹氏（調布市長）を選任することに同意した。

同意第4号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について

鳥飼秀夫氏（荒川区選出）を選任することに同意した。

議案第12号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

選挙管理委員の選挙及び補充員の選挙を実施した。

選挙第3号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙

田代貢氏（荒川区選挙管理委員会委員長）

丸山弘和氏（豊島区選挙管理委員会委員長）

関文夫氏（国立市選挙管理委員会委員長）

櫻井貞男氏（東村山市選挙管理委員会委員長）を選出した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成29年7月19日（水） 平成29年第1回臨時会

2 会議の概要

平成29年7月19日（水） 平成29年第1回臨時会

副議長の選挙及び議案3件を審議した。

副議長には及川妙子氏（国分寺市選出）を選出した。

議案第6号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第8号 浅川清流環境組合監査委員の選任について

鈴木成夫氏（小金井市選出）を選任することに同意した。

認第1号

平成28年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度小金井市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成29年8月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第2号

平成28年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成29年8月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第3号

平成28年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成29年8月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第4号

平成28年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成29年8月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第5号

平成28年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成29年8月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

報告第6号

平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会に報告する。

平成29年8月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.0	18.0
(12.26)	(17.26)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 早期健全化基準を（ ）内に表示

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0

備考

資金不足額がない場合は、「—」と表示

平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
132101	東京都	小金井市	— ※△8.84	— ※△9.79	3.0	18.0

※黒字の程度を負の数値で表記した。

標準財政規模（千円）		早期健全化基準	12.26	17.26	25.0	350.0
うち臨時財政対策債 発行可能額						
22,589,941	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※標準財政規模とは、その年度に収入されると推測される一般財源を全国統一のルールにより、計算した額である。

(1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{22,589,941 \text{ 千円}}$$

(2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{22,589,941 \text{ 千円}}$$

■ 一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
一般会計(1)	42,345,809	40,243,534	2,102,275	103,592	1,998,683

■ 公営企業に係る特別会計の資金不足額等

(単位：千円)

特別会計名	歳入額 ①	歳出額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	解消可能資金不足額 ④	資金不足・剰余額 ⑤(③-④)
下水道事業特別会計(2)	1,417,428	1,384,469	32,959	0	32,959

■ 公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位：千円)

特別会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
国民健康保険特別会計	12,255,500	12,202,467	53,033	0	53,033
介護保険特別会計	7,346,955	7,226,034	120,921	0	120,921
後期高齢者医療特別会計	2,467,531	2,459,806	7,725	0	7,725
合計(3)	22,069,986	21,888,307	181,679	0	181,679

連結合計(1)+(2)+(3)	2,213,321
-----------------	-----------

(3) 実質公債費比率

○ 分子

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公債費充当一般財源等額 A	2,065,350	1,946,693	1,814,053
公債費（一般会計等）	2,938,315	2,740,471	2,671,973
特定財源 都市計画税	△872,965	△793,778	△857,920
公営企業債（下水道）の償還に充てたと認められる繰入金 B	108,871	107,073	101,351
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 C	39,892	38,630	42,009
東京たま広域資源循環組合負担金	35,266	33,998	37,276
昭和病院企業団分担金	4,626	4,632	4,733
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの D	49,332	34,513	11,989
社会福祉法人が施設建設のため借り入れた借入金の償還に対する補助	15,750	0	0
その他これらに準ずると認められるもの（土地開発公社に対するもの）	33,582	34,513	11,989
一時借入金の利子 E	0	0	0
分子 合計 ① (A+B+C+D+E)	2,263,445	2,126,909	1,969,402

○ 分母

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
標準財政規模	20,884,433	21,721,553	22,589,941
標準税収入額等	20,643,605	21,721,553	22,589,941
普通交付税	50,436	0	0
臨時財政対策債発行可能額	190,392	0	0
分母 合計 ②	20,884,433	21,721,553	22,589,941

○ 分子・分母から控除するもの

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,550,413	1,258,694	1,262,660
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るもの)	49,992	46,350	43,329
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	63,296	60,760	53,987
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るもの)	39,711	40,162	39,276
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	6,403	6,117	6,154
控除 合計 ③	1,709,815	1,412,083	1,405,406

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実質公債費比率 (単年度) (①-③) / (②-③)	2.88731	3.51967	2.66230
実質公債費比率 (3年平均)	3.2	3.1	3.0

※小数点第2位以下切捨て

(4) 将来負担比率

○ 分子

(単位：千円)

一般会計等の地方債現在高 A	24,201,316
債務負担行為に基づく支出予定額 B	1,622,992
依頼土地の買い戻しに係るもの (土地開発公社)	1,622,992
その他	0
公営企業債 (下水道) の償還に充てる繰入金見込額 C	1,054,675
一部事務組合等の起こした地方債に充てる負担金見込額 D	171,670
東京たま広域資源循環組合負担金	96,038
昭和病院企業団分担金	75,632
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 E	3,885,248
合計 ① (A+B+C+D+E)	30,935,901

○ 分子から控除するもの

(単位：千円)

充当可能基金 A	7,062,105
充当可能特定歳入見込額 B	7,697,920
都市計画税	7,697,920
公営住宅使用料	0
基準財政需要額算入見込額 C	12,348,640
合 計 ② (A+B+C)	27,108,665

○ 分母

(単位：千円)

標準財政規模 A	22,589,941
うち普通交付税	0
うち臨時財政対策債発行可能額	0
合 計 ③ (A)	22,589,941

○ 分母から控除するもの

(単位：千円)

算入公債費等 A	1,405,406
合 計 ④ (A)	1,405,406

分子 (①-②)	3,827,236 千円	=	将来負担比率	18.0%
分母 (③-④)	21,184,535 千円			

※小数点第2位以下切捨て

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	— ※△2.5	20.0

※黒字の程度を負の数値で表記した。

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{なし}}{1,320,473 \text{ 千円}}$$

平成27年度決算に基づく26市健全化判断比率等一覧表

(単位：%)

団体名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
八王子市	－ (11.25)	－ (16.25)	△ 0.5	－	－
立川市	－ (11.45)	－ (16.45)	2.0	－	－
武蔵野市	－ (11.46)	－ (16.46)	△ 0.8	－	－
三鷹市	－ (11.47)	－ (16.47)	3.9	21.7	－
青梅市	－ (12.00)	－ (17.00)	1.7	－	－
府中市	－ (11.25)	－ (16.25)	3.2	－	－
昭島市	－ (12.37)	－ (17.37)	0.9	－	－
調布市	－ (11.27)	－ (16.27)	1.8	－	－
町田市	－ (11.25)	－ (16.25)	△ 1.7	－	－
小金井市	－ (12.33)	－ (17.33)	3.1	25.6	－
小平市	－ (11.63)	－ (16.63)	1.1	－	－
日野市	－ (11.65)	－ (16.65)	△ 0.5	8.2	－
東村山市	－ (11.87)	－ (16.87)	5.2	16.2	－
国分寺市	－ (12.20)	－ (17.20)	△ 0.8	－	－
国立市	－ (12.76)	－ (17.76)	△ 2.0	－	－
福生市	－ (13.10)	－ (18.10)	△ 1.7	－	－
狛江市	－ (12.77)	－ (17.77)	3.9	28.4	－
東大和市	－ (12.69)	－ (17.69)	△ 2.3	－	0.1
清瀬市	－ (12.78)	－ (17.78)	4.4	29.4	－
東久留米市	－ (12.29)	－ (17.29)	1.6	3.8	－
武蔵村山市	－ (12.89)	－ (17.89)	△ 0.6	－	－
多摩市	－ (11.78)	－ (16.78)	△ 0.2	－	－
稲城市	－ (12.65)	－ (17.65)	1.6	19.7	－
羽村市	－ (13.10)	－ (18.10)	1.0	－	－
あきる野市	－ (12.68)	－ (17.68)	7.3	61.8	－
西東京市	－ (11.50)	－ (16.50)	0.0	24.8	－
26市平均	－	－	0.9	－	－

【備考】

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率及び資金不足額がない場合は「－」と表記している。
- 2 () 内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ設定）である。
- 3 平均値は加重平均である。
- 4 東大和市の資金不足比率は、下水道事業特別会計である。

議案第48号

平成29年度

小金井市

一般会計補正予算

(第2回)

平成29年度小金井市一般会計補正予算（第2回）

平成29年度小金井市の一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,150,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,173,695千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成29年8月31日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 利子割交付金		155,943	△114,894	41,049
	1 利子割交付金	155,943	△114,894	41,049
4 配当割交付金		187,566	△33,381	154,185
	1 配当割交付金	187,566	△33,381	154,185
5 株式等譲渡所得割交付金		184,831	△80,742	104,089
	1 株式等譲渡所得割交付金	184,831	△80,742	104,089
6 地方消費税交付金		2,400,000	△152,000	2,248,000
	1 地方消費税交付金	2,400,000	△152,000	2,248,000
7 自動車取得税交付金		78,000	△7,000	71,000
	1 自動車取得税交付金	78,000	△7,000	71,000
13 国庫支出金		6,510,462	7,127	6,517,589
	2 国庫補助金	1,507,279	7,127	1,514,406
14 都支出金		5,916,718	26,293	5,943,011
	2 都補助金	3,153,113	12,126	3,165,239
	3 委託金	1,070,611	14,167	1,084,778
15 財産収入		11,274	4,979	16,253
	1 財産運用収入	2,011	4,979	6,990
16 寄附金		3,500	1	3,501
	1 寄附金	3,500	1	3,501
17 繰入金		1,185,350	552	1,185,902
	2 特別会計繰入金	0	552	552
18 繰越金		500,000	1,498,682	1,998,682
	1 繰越金	500,000	1,498,682	1,998,682
19 諸収入		214,595	1,219	215,814
	5 雑収入	163,977	1,219	165,196
歳入合計		40,022,859	1,150,836	41,173,695

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,541,775	千円 1,113,420	千円 4,655,195
	1 総 務 管 理 費	2,702,958	1,111,639	3,814,597
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	237,617	1,781	239,398
3 民 生 費		19,210,221	243	19,210,464
	1 社 会 福 祉 費	7,583,702	243	7,583,945
4 衛 生 費		4,187,502	347	4,187,849
	1 保 健 衛 生 費	1,005,934	329	1,006,263
	2 清 掃 費	3,181,568	18	3,181,586
6 農 林 水 産 業 費		67,105	2,425	69,530
	1 農 業 費	67,105	2,425	69,530
8 土 木 費		4,782,504	11,573	4,794,077
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,315,857	8,872	1,324,729
	4 都 市 計 画 費	3,248,675	2,701	3,251,376
9 消 防 費		1,518,218	1,232	1,519,450
	1 消 防 費	1,518,218	1,232	1,519,450
10 教 育 費		3,336,569	17,115	3,353,684
	1 教 育 総 務 費	679,909	5,183	685,092
	2 小 学 校 費	998,958	9,000	1,007,958
	4 社 会 教 育 費	789,512	2,586	792,098
	5 保 健 体 育 費	288,612	346	288,958
13 予 備 費		73,197	4,481	77,678
	1 予 備 費	73,197	4,481	77,678
歳 出 合 計		40,022,859	1,150,836	41,173,695

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
空家等対策計画策定支援委託料	平成30年度	6,634千円
婦人会館耐震補強設計委託料	平成29年度 ～平成30年度	4,383千円

議案第48号資料1

平成29年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 利子割交付金		155,943	△114,894	41,049
	1 利子割交付金	155,943	△114,894	41,049
4 配当割交付金		187,566	△33,381	154,185
	1 配当割交付金	187,566	△33,381	154,185
5 株式等譲渡 所得割交付金		184,831	△80,742	104,089
	1 株式等譲渡 所得割交付金	184,831	△80,742	104,089
6 地方消費税 交付金		2,400,000	△152,000	2,248,000
	1 地方消費税交付金	2,400,000	△152,000	2,248,000
7 自動車取得税 交付金		78,000	△7,000	71,000
	1 自動車取得税交付金	78,000	△7,000	71,000
13 国庫支出金		6,510,462	7,127	6,517,589
	2 国庫補助金	1,507,279	7,127	1,514,406
14 都支出金		5,916,718	26,293	5,943,011
	2 都補助金	3,153,113	12,126	3,165,239
	3 委託金	1,070,611	14,167	1,084,778
15 財産収入		11,274	4,979	16,253
	1 財産運用収入	2,011	4,979	6,990
16 寄附金		3,500	1	3,501
	1 寄附金	3,500	1	3,501
17 繰入金		1,185,350	552	1,185,902
	2 特別会計繰入金	0	552	552
18 繰越金		500,000	1,498,682	1,998,682
	1 繰越金	500,000	1,498,682	1,998,682
19 諸収入		214,595	1,219	215,814
	5 雑入	163,977	1,219	165,196
歳入合計		40,022,859	1,150,836	41,173,695

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 3,541,775	千円 1,113,420	千円 4,655,195
	1 総 務 管 理 費	2,702,958	1,111,639	3,814,597
	3 戸籍住民基本台帳費	237,617	1,781	239,398
3 民 生 費		19,210,221	243	19,210,464
	1 社 会 福 祉 費	7,583,702	243	7,583,945
4 衛 生 費		4,187,502	347	4,187,849
	1 保 健 衛 生 費	1,005,934	329	1,006,263
	2 清 掃 費	3,181,568	18	3,181,586
6 農 林 水 産 業 費		67,105	2,425	69,530
	1 農 業 費	67,105	2,425	69,530
8 土 木 費		4,782,504	11,573	4,794,077
	1 土 木 管 理 費	209,567	0	209,567
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,315,857	8,872	1,324,729
	4 都 市 計 画 費	3,248,675	2,701	3,251,376
9 消 防 費		1,518,218	1,232	1,519,450
	1 消 防 費	1,518,218	1,232	1,519,450
10 教 育 費		3,336,569	17,115	3,353,684
	1 教 育 総 務 費	679,909	5,183	685,092
	2 小 学 校 費	998,958	9,000	1,007,958
	4 社 会 教 育 費	789,512	2,586	792,098
	5 保 健 体 育 費	288,612	346	288,958
13 予 備 費		73,197	4,481	77,678
	1 予 備 費	73,197	4,481	77,678
歳 出 合 計		40,022,859	1,150,836	41,173,695

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
8,196		219	1,105,005
6,415		219	1,105,005
1,781			
			243
			243
			347
			329
			18
1,782			643
1,782			643
9,000		1	2,572
128			△128
8,872			
		1	2,700
		1,000	232
		1,000	232
14,442			2,673
5,167			16
9,000			
			2,586
275			71
			4,481
			4,481
33,420		1,220	1,116,196

2 歳 入

款 3 利子割交付金

項 1 利子割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 利子割交付金	千円 155,943	△ 千円 114,894	千円 41,049	1 利子割交付金	千円 △ 114,894

款 4 配当割交付金

項 1 配当割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 配当割交付金	千円 187,566	△ 千円 33,381	千円 154,185	1 配当割交付金	千円 △ 33,381

款 5 株式等譲渡所得割交付金

項 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 株式等譲渡所得割交付金	千円 184,831	△ 千円 80,742	千円 104,089	1 株式等譲渡所得割交付金	千円 △ 80,742

款 6 地方消費税交付金

項 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方消費税交付金	千円 2,400,000	△ 千円 152,000	千円 2,248,000	1 地方消費税交付金	千円 △ 152,000

説	明	千円
1 利子割交付金 (地方税法第71条の26)	(市民税課) △	114,894

説	明	千円
1 配当割交付金 (地方税法第71条の47)	(市民税課) △	33,381

説	明	千円
1 株式等譲渡所得割交付金 (地方税法第71条の67)	(市民税課) △	80,742

説	明	千円
1 地方消費税交付金 (地方税法第72条の115)	(財政課) △	152,000

款 7 自動車取得税交付金

項 1 自動車取得税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 自動車取得税交付金	千円 78,000	△ 千円 7,000	千円 71,000	1 自動車取得税交付金	△ 千円 7,000

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 33,792	千円 7,127	千円 40,919	1 総務管理費補助金	千円 7,127

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費都補助金	千円 1,006,680	千円 219	千円 1,006,899	3 防犯設備補助事業補助金	千円 219
4 農林水産業費都補助金	27,629	1,782	29,411	1 農業費補助金	1,782
6 土木費都補助金	451,451	850	452,301	2 都市計画費補助金	850
7 教育費都補助金	12,392	9,275	21,667	1 教育費補助金	9,275

説	明	千円
1 自動車取得税交付金 (地方税法第143条)	(財 政 課) △	7,000

説	明	千円
2 個人番号カード交付事務費補助金 (個人番号カード交付事務費補助金交付要綱) 補助率10/10	(市 民 課)	1,781
4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱) 補助率10/10	(情報システム課)	5,346

説	明	千円
1 防犯設備補助事業補助金 (東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱) 補助率7/12	(地 域 安 全 課)	219
5 都市農地保全支援プロジェクト補助金 (東京都都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱) 補助率3/4	(経 済 課)	1,782
6 空き家利活用等区市町村支援事業補助金 (空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱) 補助率1/2	(まちづくり推進)	850
6 スポーツ振興等事業費補助金 (スポーツ振興等事業費補助金交付要綱) 補助率4/5	(企 画 政 策 課)	275
8 公立小学校特別支援教室設置条件整備費補助金 (東京都公立小学校特別支援教室設置条件整備費補助金交付要綱) 補助率10/10	(学 務 課)	9,000

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 土木費委託金	千円 774,847	千円 9,000	千円 783,847	2 道路橋りょう費委託金	千円 9,000
5 教育費委託金	17,764	5,167	22,931	1 教育費委託金	5,167

款 15 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 利子及び配当金	千円 325	千円 4,979	千円 5,304	1 利子及び配当金	千円 4,979

款 16 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 土木費寄附金	千円 1,116	千円 1	千円 1,117	2 緑化事業寄附金	千円 1

説	明	千円
1 新みちづくり・まちづくりパートナー事業委託金 (道路法第24条) 都道134号線	(都市計画課)	9,000
	(9,000)
5 オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金 (オリンピック・パラリンピック教育推進事業実施要項、オリンピック・ パラリンピック教育推進事業費支払基準)	(指導室)	3,879
6 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業委託金 (日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業実施要項、日 本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業費支払基準)	(指導室)	600
7 東京都道徳教育推進拠点校事業委託金 (東京都道徳教育推進拠点校設置要項、東京都道徳教育推進拠点校事業費 支払基準)	(指導室)	399
8 スーパーアクティブスクール事業委託金 (スーパーアクティブスクール設置要項、スーパーアクティブスクール事 業費支払基準)	(指導室)	289

説	明	千円
13 株式会社ジェイコム東京株式配当金	(企画政策課)	4,979

説	明	千円
1 緑化事業寄附金	(環境政策課)	1

款 17 繰入金

項 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護保険特別会計繰入金	千円 0	千円 19	千円 19	1 介護保険特別会計繰入金	千円 19
2 後期高齢者医療特別会計繰入金	0	533	533	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	533

款 18 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 500,000	千円 1,498,682	千円 1,998,682	1 前年度繰越金	千円 1,498,682

款 19 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
6 雑入	千円 156,267	千円 1,219	千円 157,486	1 雑入	千円 1,219

説	明	千円
1 介護保険特別会計繰入金	(財 政 課)	19
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	(財 政 課)	533

説	明	千円
1 前年度繰越金	(財 政 課)	1,498,682

説	明	千円
77 自治総合センターコミュニティ助成金	(地 域 安 全 課)	1,000
78 市町村立美術館活性化事業助成金 (準備年度分)	(コミュニティ文)	219

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,348,594	5,321	1,353,915	1,069		
				1,069		
2 文書管理費	447,267	5,346	452,613	5,346		
				5,346		
7 財産管理費	314,195	20,753	334,948			
10 市民文化費	292,407	219	292,626			219
						219
11 財政調整基金費	150	780,000	780,150			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,252			
994	11 需用費 11 修繕料	1,865 1,865	8 事務管理に要する経費 (総務課) 994
	13 委託料	1,702	18 備品購入費 (994) 一般機器類 994
2,281	18 備品購入費	1,410	9 庁舎維持管理に要する経費 (管財課) 2,281
	19 負担金補助及び交付金	344	11 需用費 (1,865) 修繕料 1,865
977			18 備品購入費 (416) 一般機器類 416
			13 安全・安心まちづくり対策に要する経費 (地域安全課) 2,046
			13 委託料 (1,702) 空家等対策計画策定支援委託料 1,702
			19 負担金補助及び交付金 (344) 防犯設備整備事業補助金 344
	13 委託料	5,346	6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 5,346
			13 委託料 (5,346) 基幹系システム修正委託料 (旧姓併記対応分) 2,322 コンビニ交付システム修正委託料 (旧姓併記対応分) 3,024
20,753			
20,753	13 委託料	20,753	1 財産管理に要する経費 (管財課) 20,753
			13 委託料 (20,753) 庁舎建設予定地土壌汚染状況調査委託料 20,753
	9 旅費	219	8 はげの森美術館事業に要する経費 (コミュニティ文) 219
			9 旅費 (219) 特別旅費 219
780,000			
780,000	25 積立金	780,000	1 財政調整基金積立金 (財政課) 780,000
			25 積立金 (780,000) 財政調整基金積立金 (積立元金) 780,000

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
13 庁舎建設基金費	100,109	300,000	400,109			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
300,000			
300,000	25 積立金	300,000	1 庁舎建設基金積立金 (管 財 課) 300,000
			25 積立金 (300,000)
			庁舎建設基金積立金 (積立元金) 300,000

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	237,617	1,781	239,398	1,781		
				1,781		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	7 賃金	1,781	
			3 住民基本台帳事務に要する経費 (市 民 課) 1,781
			7 賃 金 (1,781) 個人番号カード交付窓口対応等事務補助員賃金 1,781

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	905,128	233	905,361			
4 高齢者福祉費	474,781	10	474,791			
9 介護保険事業費	1,249,000	0	1,249,000			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
233				
233	23 償還金利子及び割引料	233	32 返還金・還付金 (自立生活支援課)	233
			(1) 自立生活支援課関係経費	233
			23 償還金利子及び割引料 (平成28年度特別障害者手当等国庫負担金返還金)	(233)
				233
10				
10	23 償還金利子及び割引料	10	42 返還金・還付金 (介護福祉課)	10
			23 償還金利子及び割引料 (平成28年度老人クラブ都補助金返還金)	(10)
				10
	28 繰出金	0	1 介護保険特別会計繰出金 (財政課)	0
			28 繰出金 (地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業以外)繰出金)	(0)
			職員給与費等繰出金	117
				△ 117

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	711,976	329	712,305			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
329			
329	11 需用費 10 修繕料	329 329	3 小金井市保健センターの 維持管理に要する経費 (健康課) 329
			11 需用費 (329) 修繕料 329

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,716,057	18	2,716,075			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
18			
18	8 報償費	18	2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課) 18
			8 報 償 費 (18)
			3 市ごみ減量推進会議委員謝礼 18

款 6 農林水産業費

項 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 市民農園費	3,173	2,425	5,598	1,782		
				1,782		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
643			
643	11 需用費 1 消耗品費	49 49	1 市民農園に要する経費 (経 済 課) 2,425
	15 工事請負費	2,376	11 需 用 費 (49) 消耗品費 49 15 工事請負費 (2,376) くりやま市民農園造成工事

款 8 土 木 費

項 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	209,567	0	209,567	128		

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 128		千円	千円

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 道路新設改良費	882,765	8,872	891,637	8,872		
				8,872		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	15 工事請負費	8,872	2 都道134号線整備に要 する経費 () 8,872 (1) 都市計画課関係経費 8,872 15 工事請負費 (8,872) 都道134号線補償代行工事

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
5 公園緑地費	千円 187,821	千円 2,700	千円 190,521	千円	千円	千円
7 みどりと公園基金費	3,059	1	3,060			1 1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,700			
2,700	15 工事請負費	2,700	2 児童遊園・子供広場整備 に要する経費 (環境政策課) 2,700
			15 工事請負費 (2,700) 三楽健康広場遊具等撤去工事
	25 積立金	1	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 1
			25 積立金 (1) みどりと公園基金積立金 (積立元 金) 1

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 非常備消防費	82,259	1,232	83,491			1,000
						1,000

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
232			
232	11 需用費 1 消耗品費	1,232 1,232	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課) 1,232
			11 需用費 (1,232) 消耗品費 1,232

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	191,558	5,183	196,741	5,167		
				5,167		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
16			
16	8 報償費	2,118	20 その他教育指導等に要する経費 (指 導 室) 5,183
	11 需用費	1,639	8 報 償 費 (2,118)
	1 消耗品費	1,494	オリンピック・パラリンピック教育推進校講師等謝礼 1,526
	5 印刷製本費	145	日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業講師等謝礼 407
	13 委託料	60	東京都道徳教育推進拠点校事業講師等謝礼 149
	14 使用料及び賃借料	135	スーパーアクティブスクール事業講師等謝礼 36
	18 備品購入費	1,231	11 需 用 費 (1,639)
			消耗品費 1,494
			印刷製本費 145
			13 委 託 料 (60)
			あすチャレスクール委託料 60
			14 使用料及び賃借料 (135)
			自動車借上料 32
			三味線借上料 103
			18 備品購入費 (1,231)
			一般機器類 65
			維持管理機器類 39
			輸送用機器類 22
			工作機器類 90
			体育・音楽・保育機器類 910
			医療機器類 105

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	464,921	2,700	467,621	2,700		
				2,700		
4 学校建設費	187,720	6,300	194,020	6,300		
				6,300		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	18 備品購入費	2,700	2 学校運営に要する経費 () 2,700
			(2) 学務課関係経費 2,700
			18 備品購入費 (2,700)
			学校管理備品 2,700
	11 需用費	6,300	2 学校施設維持管理に要す
	10 修繕料	6,300	る経費 (庶務課) 6,300
			11 需用費 (6,300)
			修繕料 6,300

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	285,899	1,880	287,779			
2 公民館費	206,110	171	206,281			
3 図書館費	242,399	508	242,907			
4 文化財保護費	7,220	27	7,247			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
1,880			
1,880	8 報償費	1,880	6 市史編さん活動に要する 経費 (生涯学習課) 1,880
			8 報償費 (1,880) 調査員謝礼 1,880
171			
171	14 使用料及び賃借料	171	2 公民館維持管理に要する 経費 (公民館) 171
			14 使用料及び賃借料 (171) 貫井南分館空調設備機器借上料 171
508			
508	1 報酬	354	1 図書館事業に要する経費 (図書館) 508
	13 委託料	154	1 報酬 (354) 図書館協議会委員報酬 354 13 委託料 (154) 図書館協議会会議録作成委託料 154
27			
27	11 需用費 8 光熱水費	27 27	3 文化財センター維持管理 に要する経費 (生涯学習課) 27
			11 需用費 (27) 光熱水費 27

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	57,990	346	58,336	275		
				275		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
71			
71	13 委託料	346	8 2020年東京オリンピック・パラリンピック推進に要する経費 (生涯学習課) 346 13 委託料 (346) 車いすテニス普及啓発事業委託料 235 パラパワーリフティング普及啓発事業委託料 111

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	73,197	4,481	77,678			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 4,481		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計			
補正後	長 等	4		37,953	14,315		372	52,640	8,523	61,163
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	58,172	258,467
	その他	1,209	757,787					757,787	105,276	863,063
	計	1,237	901,367	37,953	71,030		372	1,010,722	171,971	1,182,693
補正前	長 等	4		37,953	14,315		372	52,640	8,523	61,163
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	58,172	258,467
	その他	1,209	757,433					757,433	105,276	862,709
	計	1,237	901,013	37,953	71,030		372	1,010,368	171,971	1,182,339
比較	長 等									
	議 員									
	その他		354					354		354
	計		354					354		354

その他の手当は、通勤手当372千円である。

債務負担行為の見込み及び以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額を以て降の支出予定額等に関する調書補正

(単位:千円)

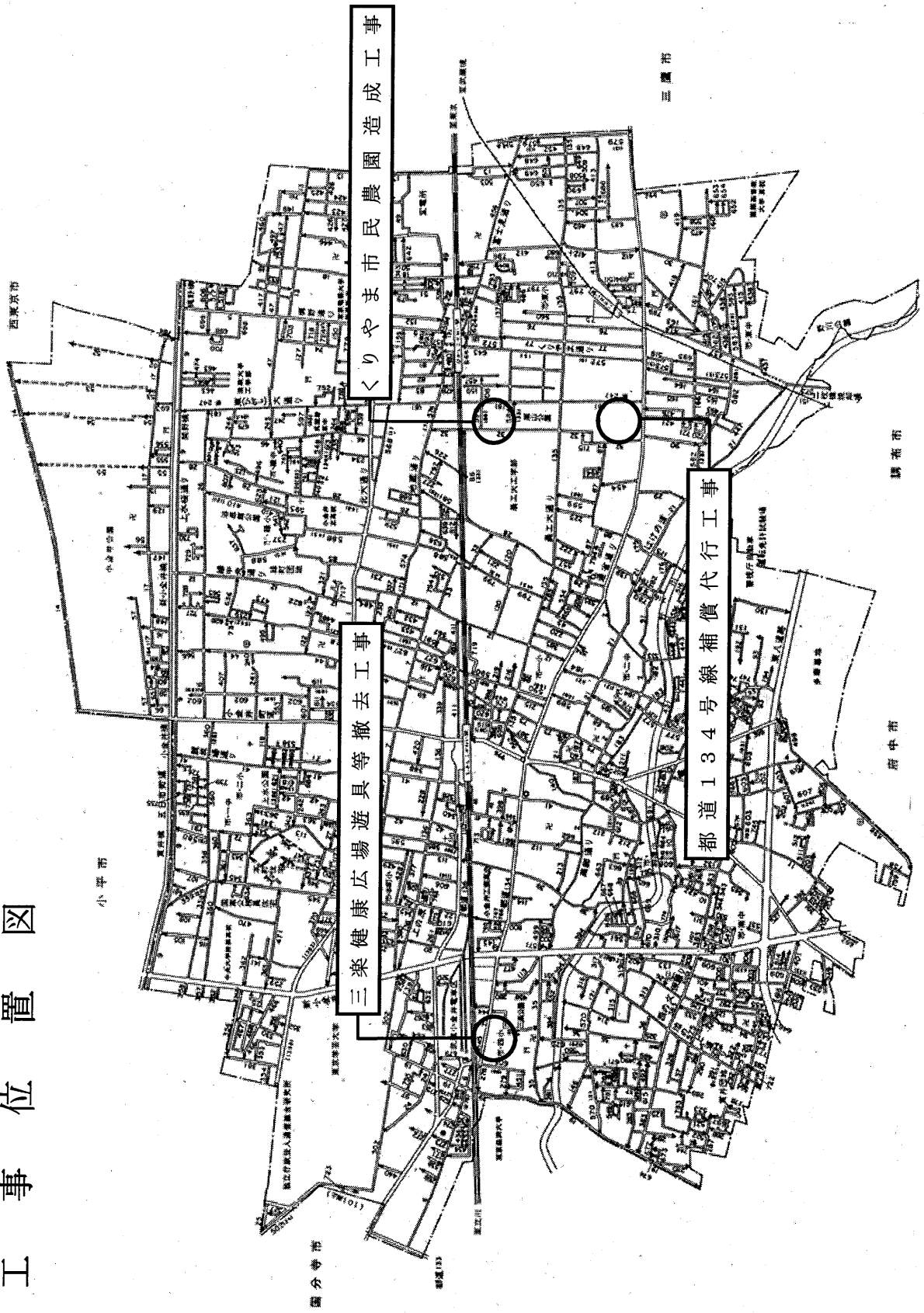
事項	限度額	平成28年度支出(見込)額		平成29年度支出 期間	以降の 金額	左の財源内訳			
		期間	金額			特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
空家等対策計画策定委託料	6,634			平成30年度	6,634	2,150			4,484
婦人会館耐震補強設計委託料	4,383			平成29年度 ～平成30年度	4,383	1,461			2,922

議案第48号資料2

平成29年度 基金現在高調へ

NO	基金名	区分	平成28年度現在	平成29年度当初	算入	第2回補正状況	補積額		後定額(D)	平成29年度取崩	平成29年度現在額(E)	平成29年度末見込額(F)=(A)+(D)-(E)
							予算	正額(C)				
1	財政調整基金	元金 利子 計	2,107,629	150	780,000	780,000	780,000	780,000	150 補正 計	630,000	2,257,779	
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,414	1 1					1 補正 計		9,415	
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	1,520,062	100,000 109 100,109	300,000	300,000	300,000	400,000 109 400,109	20,900 補正 計	20,900	1,899,271	
4	地域福祉基金	元金 利子 計	520,643	51 51				51 51	10,800 補正 計	10,800	509,894	
5	環境基金	元金 利子 計	2,057,560	200,000 350 200,350				200,000 350 200,350	503,500 補正 計	503,500	1,754,410	
6	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,028	1 1				1 1	3,029 補正 計		3,029	
7	みどり公園基金	元金 利子 計	17,439	3,056 3 3,059	1	1	1	3,057 3 3,060	12,350 補正 計	12,350	8,149	
8	市営住宅整備基金	元金 利子 計	54,447	3,275 6 3,281				3,275 6 3,281	1,800 補正 計	1,800	55,928	
9	教育施設整備基金	元金 利子 計	187,889	13 13				13 13	187,902 補正 計		187,902	
10	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1				1 1	66 補正 計		66	
合	計	元金 利子 計	6,478,176	306,331 685 307,016	1,080,001 0 1,080,001	1,080,001	1,080,001	1,386,332 685 1,387,017	1,179,350 0 1,179,350	1,179,350	6,685,843	

工事位置図



議案第48号資料4
指導室補正予算概要

事業及び限度額	目的	取組内容	補助率	対象校	補正予算額(千円)					合計
					08 報償費	11 需用費	13 委託料	14 使用料及び賃借料	18 備品購入費	
オリンピック・パラリンピック教育推進校 250,000円/1校 (アワード校200,000円/校)	生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際親善や世界平和に果たす役割を理解し、また、世界の国々の文化や歴史を学び、交流することによって国際理解を深め、スポーツを通じて心身の調和的な発達を遂げ、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう取り組む。	重点的に育成すべき5つの資質として、 ボランテニアマインドの醸成 ① 障害者理解の促進 ② スポーツ志向の普及・拡大 ③ 日本人としての自覚と誇りの涵養 ④ 豊かな国際感覚の醸成の育成 ⑤ 豊かな国際感覚の醸成の育成 に取り組む。 特に、共生社会の一員となることが期待される児童・生徒にとって重要な①及び②について積極的に取り組む。	10/10	一小	32	64	0	0	154	250
				二小	180	36	30	0	0	246
				三小	105	145	0	0	0	250
				四小	0	0	0	0	249	249
				東小	108	43	0	0	100	251
				前原小	95	92	0	0	64	251
				本町小	98	83	0	0	70	251
				緑小	151	189	0	0	111	451
				南小	0	143	0	0	107	250
				一中	160	55	0	32	0	247
二中	84	166	0	0	0	250				
東中	215	103	30	103	0	451				
緑中	250	0	0	0	0	250				
南中	48	21	0	0	176	245				
小計					1,526	1,140	60	135	1,031	3,892

事業及び限度額	目的	取組内容	補助率	対象校	補正予算額(千円)								
					08 報償費	11 需用費	13 委託料	14 使用料及び賃借料	18 備品購入費	合計			
日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成 事業 200,000円/校	オリンピック・パラリンピック教育における伝統・文化に関する取組について、地域の専門的な知識や技能を有する外部人材の活用を促進し、児童・生徒の専門性を高めるとともに、外国人と積極的に関わり、意見交換する機会等を設定し、日本の良さを発信する能力や態度を育成する。	<p>日ごろの教育活動において、専門家を活用した日本の伝統・文化に関する取組を充実することを通して、児童・生徒の知識や技能を向上させ、地域や伝統・文化の理解を深め積極的に発信しようとする態度を育成する。</p> <p>外国人との定期的な交流等、積極的な関わりを通して、日本の良さを伝える態度を育成し、また相互理解を深める。</p> <p>【取組に係る歳出例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 和太鼓体験授業講師謝礼 ・ 華道体験授業講師謝礼 ・ 国際交流体験授業講師謝礼 ・ 狂言教室講師謝礼 ・ ふるさととの伝承、昔の道具等の図書及び文具等購入 	10/10	緑小	176	24	0	0	0	200			
			10/10	南小	100	100	0	0	0	0	200		
			10/10	一中	131	70	0	0	0	0	0	201	
小計					407	194	0	0	0	601			
東京都道徳教育推進拠点校事業 200,000円/校	学習指導要領等の一部改正による「特別の教科 道徳」の実施に向けて指導内容等々の先行実施を行うなど、道徳教育に先進的に取り組み、中核的な役割を担う学校として、東京都道徳教育推進拠点校を設置する。	<p>「特別の教科 道徳」の指導内容に基づいた指導を実施する。「考える道徳」、「議論する道徳」の授業の実現に向けた指導の改善に取り組み、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子の継続的な把握及び適切な評価の実施に向けた取組を行う。</p> <p>市教育委員会等と連携した域内の教員の参加による研究協議会を開催する。</p> <p>P.T.A及び地域の健全育成関係者等の代表による道徳教育推進協議会を開催する。</p> <p>その他の、道徳教育を推進する取組を行う。</p> <p>【取組に係る歳出例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会、公開授業配布資料の印刷製本費 ・ 校内研究講師謝礼 	10/10	東小	77	123	0	0	0	200			
			10/10	緑中	72	128	0	0	0	0	200		
			小計					149	251	0	0	0	400
スーパーアグリク事業 300,000円/校	平成32年度までに、中学生の体力水準を全国平均値以上にすることを目標とし、優れた実践を研究開発する中学校を指定し、体力向上に資する。	<p>体力向上の目標と取組内容の効果検証を行う。「投力」や「握力」等を向上させる効果的なトレーニング及び指導法の研究開発に取り組み、運動が苦手な生徒等が積極的に体育授業を受けられるよう、指導方法の工夫改善に取り組み、研究報告や実践報告等により、優れた研究を他校へ発信する。</p> <p>【取組に係る歳出例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員研修会、生徒対象講演会講師謝礼 ・ 握力計購入 	10/10	二中	36	54	0	0	200	290			
			小計					36	54	0	0	200	290
			合計					2,118	1,639	60	135	1,231	5,183

議案第49号

平成29年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第2回)

平成29年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

平成29年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ53,031千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,415,750千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年8月31日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金		千円 1	千円 53,031	千円 53,032
	1 繰越金	1	53,031	53,032
歳 入 合 計		12,362,719	53,031	12,415,750

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 基金積立金		千円 14	千円 5,304	千円 5,318
	1 基金積立金	14	5,304	5,318
11 諸支出金		16,428	1,194	17,622
	1 償還金及び還付金	16,428	1,194	17,622
12 予備費		19,827	46,533	66,360
	1 予備費	19,827	46,533	66,360
歳 出 合 計		12,362,719	53,031	12,415,750

議案第49号資料

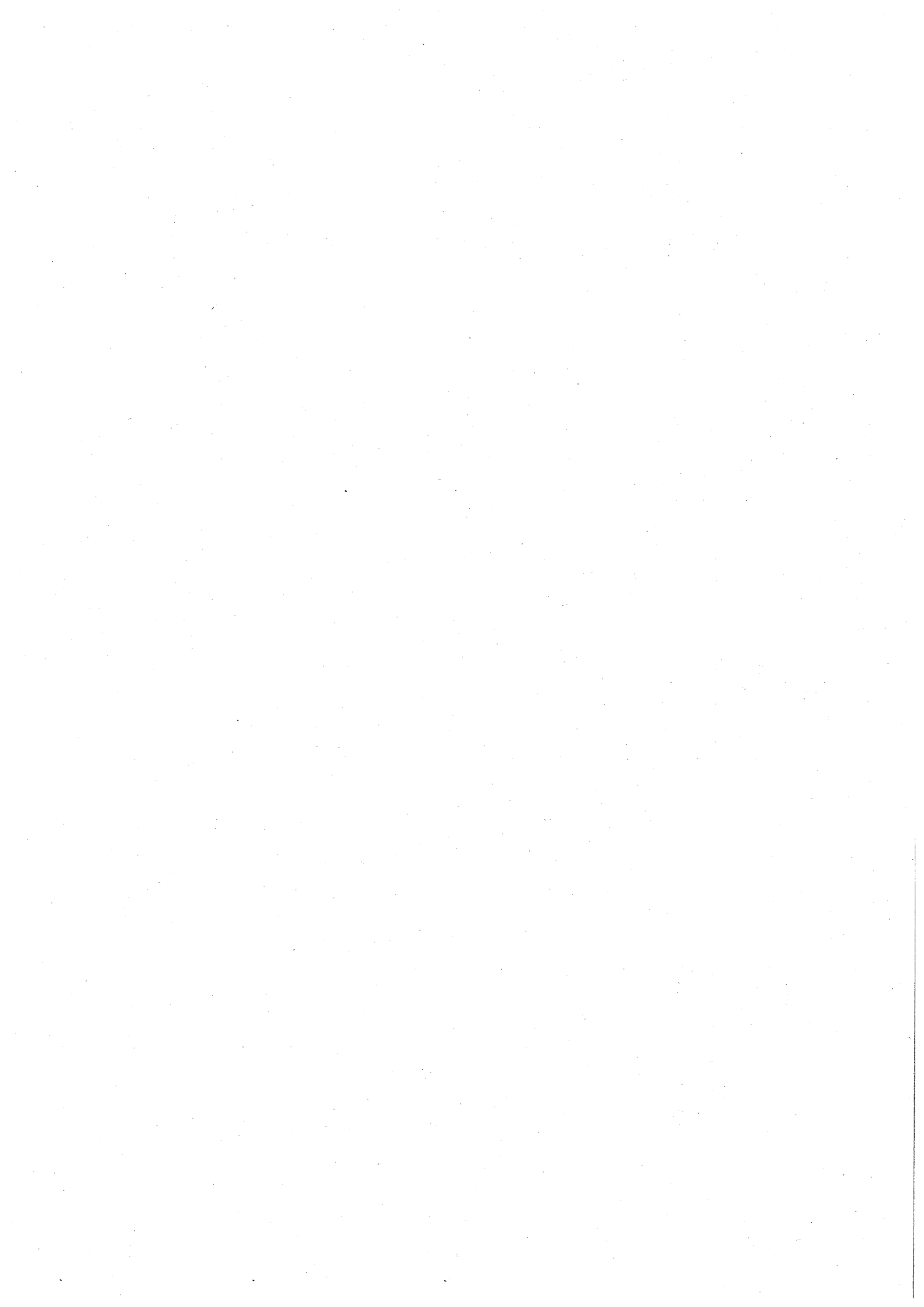
平成29年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)



1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		千円 1	千円 53,031	千円 53,032
	1 繰越金	1	53,031	53,032
歳入合計		12,362,719	53,031	12,415,750

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
9基金積立金		千円 14	千円 5,304	千円 5,318
	1基金積立金	14	5,304	5,318
11諸支出金		16,428	1,194	17,622
	1償還金及び還付金	16,428	1,194	17,622
12予備費		19,827	46,533	66,360
	1予備費	19,827	46,533	66,360
歳出合計		12,362,719	53,031	12,415,750

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			5,304
			5,304
			1,194
			1,194
			46,533
			46,533
			53,031

2 歳 入

款 10 繰 越 金

項 1 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰 越 金	千円 1	千円 53,031	千円 53,032	1 前年度繰越金	千円 53,031

説

明

		千円
1 前年度繰越金	(保険年金課)	53,031

3 歳 出

款 9 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 基金積立金	14	5,304	5,318			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
5,304			
5,304	25 積立金	5,304	1 国民健康保険事業運営基金積立金 (保険年金課) 5,304
			25 積立金 (5,304)
			国民健康保険事業運営基金積立金 (積立元金) 5,304

款 11 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償 還 金	1	1,194	1,195			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,194			
1,194	23 償還金利息及び割引料	1,194	1 交付金等の返還金 (保 険 年 金 課) 1,194
			23 償還金利息及び割引料 (1,194)
			交付金等の返還金 1,194

款 12 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	19,827	46,533	66,360			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 46,533		千円	千円

議案第50号

平成29年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第1回)

平成29年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）

平成29年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ121,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,065,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年8月31日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,676,654	千円 234	千円 1,676,888
	2 国庫補助金	386,491	234	386,725
4 支払基金交付金		2,111,728	84	2,111,812
	1 支払基金交付金	2,111,728	84	2,111,812
5 都支出金		1,126,854	117	1,126,971
	2 都補助金	61,857	117	61,974
6 財産収入		45	1	46
	1 財産運用収入	43	1	44
8 繰入金		1,329,152	133	1,329,285
	2 基金繰入金	80,152	133	80,285
9 繰越金		1	120,920	120,921
	1 繰越金	1	120,920	120,921
歳入合計		7,943,511	121,489	8,065,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 地 域 支 援 事 業 費		千円 423,191	千円 600	千円 423,791
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	127,954	600	128,554
5 基 金 積 立 金		43	68,099	68,142
	1 基 金 積 立 金	43	68,099	68,142
7 諸 支 出 金		6,423	46,533	52,956
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	6,423	46,514	52,937
	2 繰 出 金	0	19	19
8 予 備 費		2,372	6,257	8,629
	1 予 備 費	2,372	6,257	8,629
歳 出 合 計		7,943,511	121,489	8,065,000

議案第50号資料

平成 2 9 年 度

小 金 井 市

介 護 保 險 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 1 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,676,654	千円 234	千円 1,676,888
	2 国庫補助金	386,491	234	386,725
4 支払基金交付金		2,111,728	84	2,111,812
	1 支払基金交付金	2,111,728	84	2,111,812
5 都支出金		1,126,854	117	1,126,971
	2 都補助金	61,857	117	61,974
6 財産収入		45	1	46
	1 財産運用収入	43	1	44
8 繰入金		1,329,152	133	1,329,285
	1 一般会計繰入金	1,249,000	0	1,249,000
	2 基金繰入金	80,152	133	80,285
9 繰越金		1	120,920	120,921
	1 繰越金	1	120,920	120,921
歳入合計		7,943,511	121,489	8,065,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 地域支援事業費		千円 423,191	千円 600	千円 423,791
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	127,954	600	128,554
5 基金積立金		43	68,099	68,142
	1 基金積立金	43	68,099	68,142
7 諸支出金		6,423	46,533	52,956
	1 償還金及び還付金	6,423	46,514	52,937
	2 繰出金	0	19	19
8 予備費		2,372	6,257	8,629
	1 予備費	2,372	6,257	8,629
歳出合計		7,943,511	121,489	8,065,000

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 351	千円	千円 132	千円 117
351		132	117
		1	68,098
		1	68,098
			46,533
			46,514
			19
			6,257
			6,257
351		133	121,005

2 歳入

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 49,903	千円 234	千円 50,137	1 現年度分	千円 234

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域支援事業支援交付金	千円 82,667	千円 84	千円 82,751	2 過年度分	千円 84

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 24,952	千円 117	千円 25,069	1 現年度分	千円 117

款 6 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 利子及び配当金	千円 43	千円 1	千円 44	1 利子及び配当金	千円 1

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第4項) 補助率 39%	(介護福祉課)	234

説	明	千円
1 過年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課)	84

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第4項) 補助率 19.5%	(介護福祉課)	117

説	明	千円
1 介護給付費準備基金利子	(介護福祉課)	1

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 24,952	千円 117	千円 25,069	1 現年度分	千円 117
5 その他一般会計繰入金	267,136	△ 117	267,019	1 職員給与費等繰入金	△ 117

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 80,152	千円 133	千円 80,285	1 介護給付費準備基金繰入金	千円 133

款 9 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 1	千円 120,920	千円 120,921	1 前年度繰越金	千円 120,920

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第4項)	(介護福祉課)	117
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課) △	117

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課)	133

説	明	千円
1 前年度繰越金	(介護福祉課)	120,920

3 歳 出

款 4 地域支援事業費

項 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 包括的支援事業費	124,503	600	125,103	351		132
				351		132

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
117			
117	13 委託料	600	3 生活支援体制整備事業に 要する経費 (介護福祉課) 600
			13 委 託 料 (600)
			生活支援体制基盤整備委託料その 5 300
			生活支援体制基盤整備委託料その 6 300

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	43	68,099	68,142			1
						1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
68,098			
68,098	25 積立金	68,099	1 介護給付費準備基金積立 金 (介護福祉課) 68,099
			25 積立金 (68,099)
			介護給付費準備基金積立金 (積立 元金) 68,098
			介護給付費準備基金積立金 (積立 利子) 1

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	6,412	△ 767	5,645			
2 第1号被保険者保険料還付加算金	10	30	40			
3 償 還 金	1	47,251	47,252			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 767			
△ 767	23 償還金利息及び割引料	△ 767	1 保険料等の還付に要する経費 (介護福祉課) △ 767
			23 償還金利息及び割引料 (△ 767) 第1号被保険者保険料還付金 △ 767
30			
30	23 償還金利息及び割引料	30	1 保険料等の還付加算金に要する経費 (介護福祉課) 30
			23 償還金利息及び割引料 (30) 第1号被保険者保険料還付加算金 30
47,251			
47,251	23 償還金利息及び割引料	47,251	1 交付金等の返還金 (介護福祉課) 47,251
			23 償還金利息及び割引料 (47,251) 平成28年度介護給付費国庫負担金返還金 26,910 平成28年度介護給付費支払基金返還金 3,929 平成28年度介護給付費都負担金返還金 13,108 平成28年度地域支援事業費国庫補助金返還金 2,045 平成28年度地域支援事業費都補助金返還金 1,202 平成27年度地域支援事業費国庫補助金返還金 38 平成27年度地域支援事業費都補助金返還金 19

款 7 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰 出 金	0	19	19			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
19			
19	28 繰出金	19	1 繰 出 金 (介 護 福 祉 課) 19
			28 繰 出 金 (19) 一般会計繰出金 19

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	2,372	6,257	8,629			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 6,257		千円	千円

議案第51号

平成 29 年 度

小 金 井 市

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計

補 正 予 算

(第 2 回)

平成29年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

平成29年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,558,336千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年8月31日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		千円 1	千円 7,723	千円 7,724
	1 繰 越 金	1	7,723	7,724
5 諸 収 入		84,107	△389	83,718
	2 償還金及び還付加算金	2,510	△389	2,121
歳 入 合 計		2,551,002	7,334	2,558,336

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 広域連合納付金		千円 2,440,216	千円 621	千円 2,440,837
	1 広域連合納付金	2,440,216	621	2,440,837
5 諸 支 出 金		2,510	6,717	9,227
	1 償還金及び還付加算金	2,510	6,184	8,694
	2 繰 出 金	0	533	533
6 予 備 費		100	△4	96
	1 予 備 費	100	△4	96
歳 出 合 計		2,551,002	7,334	2,558,336

議案第51号資料

平成 29 年 度

小 金 井 市

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 2 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4繰越金		千円 1	千円 7,723	千円 7,724
	1繰越金	1	7,723	7,724
5諸収入		84,107	△389	83,718
	2償還金及び還付加算金	2,510	△389	2,121
歳入合計		2,551,002	7,334	2,558,336

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,440,216	千円 621	千円 2,440,837
	1 広域連合納付金	2,440,216	621	2,440,837
5 諸支出金		2,510	6,717	9,227
	1 償還金及び還付加算金	2,510	6,184	8,694
	2 繰出金	0	533	533
6 予備費		100	△4	96
	1 予備費	100	△4	96
歳出合計		2,551,002	7,334	2,558,336

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			621
			621
		500	6,217
			6,184
		500	33
			△4
			△4
		500	6,834

2 歳 入

款 4 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 7,723	千円 7,724	1 前年度繰越金	千円 7,723

款 5 諸収入

項 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 償還金及び 還付加算金	千円 2,510	△ 389	千円 2,121	1 保険料還付金	△ 889
				3 葬祭費還付金	500

説		明	
			千円
1	前年度繰越金	(保険年金課)	7,723

説		明	
			千円
1	保険料還付金	(保険年金課) △	889
1	葬祭費負担金償還金	(保険年金課)	500

3 歳 出

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,440,216	621	2,440,837			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
621				
621	19 負担金補助及び交付金	621	1 広域連合分賦金に要する 経費	(保険年金課) 621
			19 負担金補助及び交付金	(621)
			保険料等負担金 (過年度分)	82
			保険料軽減措置負担金 (過年度分)	539
)	

款 5 諸支出金

項 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 償還金及び還付加算金	2,510	6,184	8,694			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
6,184			
6,184	23 償還金利子及び割引料	6,184	1 償還金及び還付加算金 (保 険 年 金 課) 6,184
			23 償還金利子及び割引料 (6,184)
			償還金及び還付加算金 5,684
			平成28年度葬祭費受託事業収入
			返還金 500

款 5 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰 出 金	0	533	533			500
						500

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
33			
33	28 繰出金	533	1 一般会計繰出金 (保険年金課) 533
			28 繰出金 (533) 一般会計繰出金 533

款 6 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	100	△ 4	96			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 4		千円	千円

議案第52号

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める。

平成29年8月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員益田あゆみが平成29年9月12日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 益田 あゆみ

年 齢 44歳

職 業 税理士

議案第52号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 ^{ます}益 ^だ田 あ ゆ み

年 齢 44歳

職 業 税理士

学 歴

平成3年3月 東京都立第五商業高等学校卒業

職 歴

平成3年4月 小田急バス株式会社入社

平成5年6月 同社退社

平成9年9月 佐藤克治税理士事務所入社

平成11年12月 同社退社

平成12年5月 ソフトバンク・インベストメント株式会社入社

平成14年8月 同社退社

平成15年9月 Aizawa & Associates CPA 入社

平成17年10月 同社退社

平成17年12月 SMIC パートナーズ入社

平成19年1月 同社退社

平成19年7月 益田あゆみ税理士事務所開設

平成22年6月 小金井市固定資産評価審査委員会委員に就任、現在に至る。

そ の 他

平成15年12月 税理士資格取得

賞 罰

な し

議案第53号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年8月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア(4)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第2条の3第2号中「この条において」を削る。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の前においても行うことができる。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) 省略</p> <p>(4) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること、及び特定職に引き続き任用されない非常勤職員</p> <p>(7) 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>立 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p> <p>三 省略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) 省略</p> <p>(4) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること、及び特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(7) 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>立 省略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27</p>	<p>規定の整備</p> <p>規定の追加</p> <p>規定の整備</p>

条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 省略

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき(当該育児休業の期間の初日とされた日(当該子が当該日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後であるとき、又は当該地方等育児休業の期間の初日以前であるとき)を除外する。当該子が1歳2か月に達する日(当該子が当該地方等育児休業の期間の初日とされた日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から当該非常勤職員が小金井市職員の日以後当該非常勤職員が小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和30年条例第28号。以下「勤務時間等条例」という。)第12条第1項に規定する産前及び産後の休養を受けることにより勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日

条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 省略

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき(当該育児休業の期間の初日とされた日(当該子の1歳到達日の翌日後であるとき、又は当該地方等育児休業の期間の初日以前であるとき)を除く。当該子が1歳2か月に達する日(当該子が当該地方等育児休業の期間の初日とされた日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和30年条例第28号。以下「勤務時間等条例」という。)第12条第1項に規定する産前及び産後の休養を受けることにより勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日

数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日数を経過する日より後の日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日数を経過する日)

(3) 省略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 省略

数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日数を経過する日)

(3) 省略

条例で定める場合の規定の追加

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)
第2条の4 省略

条の繰下げ

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 5 3 号資料 2

職員の育児休業等に関する条例の主な改正概要

非常勤職員の育児休業の承認期間の緩和

非常勤職員の育児休業の承認期間を下表のとおり緩和する。

改正案	現行
子が1歳（一定の条件を満たす場合は2歳）に達する日まで取得を認める。	子が1歳（一定の条件を満たす場合は1歳6か月）に達する日まで取得を認める。

議案第54号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年8月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴い、低所得世帯、多子世帯及びひとり親世帯等への負担軽減を拡充するため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中「市町村民税非課税世帯」を「市町村民税非課税世帯又は均等割の額のみ世帯」に、「16,100」を「14,100」に改め、同表備考第2項中「、同法附則第5条第3項」を「及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項」に、「及び第5条の4の2第6項」を「、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条」に改め、同表備考第7項中「この表に掲げる額から1,000円を控除した額の2分の1の額」を「3,000円」に改め、同項ただし書中「市町村民税非課税世帯」を「市町村民税非課税世帯又は均等割の額のみ世帯」に改め、同表備考第9項中「ひとり親世帯等である場合」の次に「又は市町村民税非課税世帯もしくは均等割の額のみ世帯である場合」を加え、同表備考第12項中「57,700円未満」の次に「(ひとり親世帯等である場合は、77,101円未満)」を加え、同表備考第13項中「この表において」を「別表2の表において」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（同表備考第2項の改正規定に限る。）は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定（同表備考第2項の規定を除く。）は、平成29年4月1日から適用する。

議案第54号資料1

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育、特別利用保育もしくは特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育、特別利用保育もしくは特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額</p>	
<p>各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分</p>	<p>各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分</p>	<p>利用者の負担の月額</p> <p>単位：円</p>
<p>定義及び条件</p>	<p>定義及び条件</p>	<p>単位：円</p>
<p>省 略</p>	<p>省 略</p>	
<p>A階層を除き当該年度分（4月から8月まで）にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税（特別区民税を含む。）以下同じ</p>	<p>A階層を除き当該年度分（4月から8月まで）にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税（特別区民税を含む。）以下同じ</p>	<p>3,000</p>
<p>市町村民税非課税世帯又は均等割の額のみの世帯</p>	<p>市町村民税非課税世帯</p>	<p>B</p>
<p>3,000</p>	<p>3,000</p>	<p>規定の整備</p>

)が右記の区分に該当する世帯	77,100円以下	C1	省 略
	A階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯		

2 特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担の額

各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額(各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額)	単位:円
	定義及び条件	

)が右記の区分に該当する世帯	77,100円以下	C1	省 略
	A階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯		

2 特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担の額

各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額(各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額)	単位:円
	定義及び条件	

利用者負担の月額の変更

省 略		3 歳以 上児
3 歳未 満児		

- 備考 1 省略
- 2 この表において、「所得割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

3 } 省略
6 }

- 7 別表1の表において、ひとり親世帯等であって、所得割の額が77,101円未満の世帯の利用者負担の額は、3,000円とする。ただし、ひとり親世帯等であって、市町村民税非課税世帯又は均等割の額のみの世帯の利用者負担の額は、無料とする。

- 8 省略
- 9 別表1の表において、所得割の額が77,101円未満の世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長の者から順に2人目

省 略		3 歳以 上児
3 歳未 満児		

- 備考 1 省略
- 2 この表において、「所得割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

3 } 省略
6 }

- 7 別表1の表において、ひとり親世帯等であって、所得割の額が77,101円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額から1,000円を控除した額の2分の1の額とする。ただし、ひとり親世帯等であって、市町村民税非課税世帯の利用者負担の額は、無料とする。

- 8 省略
- 9 別表1の表において、所得割の額が77,101円未満の世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長の者から順に2人目

特定のひとり親世帯等
の利用者負担
額の改正

が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額(ひとり親世帯等である場合又は市町村民税非課税世帯もしくは均等割の額のみ)の世帯である場合は、無料)とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは無料とする。

10 } 省略
11 }

12 別表2の表において、所得割の額が57,700円未満(ひとり親世帯等である場合は、77,101円未満)の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長の者から順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額(ひとり親世帯等である場合は、無料)とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは無料とする。

13 別表2の表において、同一世帯に支給認定子ども及び次の各号のいずれかに該当する子どもが2人以上いる場合、小学校就学前の範囲内において、最年長の子どもから順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは利用者負担の額については無料とする。

(1) } 省略
(4) }

が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額(ひとり親世帯等である場合は、無料)とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは無料とする。

10 } 省略
11 }

12 別表2の表において、所得割の額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長の者から順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額(ひとり親世帯等である場合は、無料)とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは無料とする。

13 この表において、同一世帯に支給認定子ども及び次の各号のいずれかに該当する子どもが2人以上いる場合、小学校就学前の範囲内において、最年長の子どもから順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは利用者負担の額については無料とする。

(1) } 省略
(4) }

市町村民税
非課税世帯
等である場
合の規定の
追加

特定のひとり親世帯等である場合の規定の追加

規定の整備

- | | |
|---|--|
| <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（同表備考第2項の改正規定に限る。）は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の別表の規定（同表備考第2項の規定を除く。）は、平成29年4月1日から適用する。</p> | |
|---|--|

平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について(案)

<所要額(公費ベース)>
 1号:約31億円 ※就園奨励費含む
 2・3号:約37億円

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円

0円

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。 ※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)	平成29年度 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子 15,100円	7,550円(負担軽減後の半額)	3,000円

○2・3号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)	平成29年度 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満(年収約330万円未満相当)	第1子 15,500円	7,750円(負担軽減後の半額)	6,000円
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子 27,000円	13,500円(基準額表の半額)	6,000円

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)	平成29年度 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円 第2子 8,050円	(同左)	14,100円 7,050円

議案第 55 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のように認定する。

調 書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
825	市道第 825 号線	東町五丁目 135 番 25 地先	東町五丁目 135 番 30 地先
826	市道第 826 号線	緑町五丁目 1969 番 42 地先	緑町五丁目 1969 番 46 地先

平成 29 年 8 月 31 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

（提案理由）

当該道路は、都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為により築造、移管された道路であり、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。



市道第825号線

議案第55号資料1

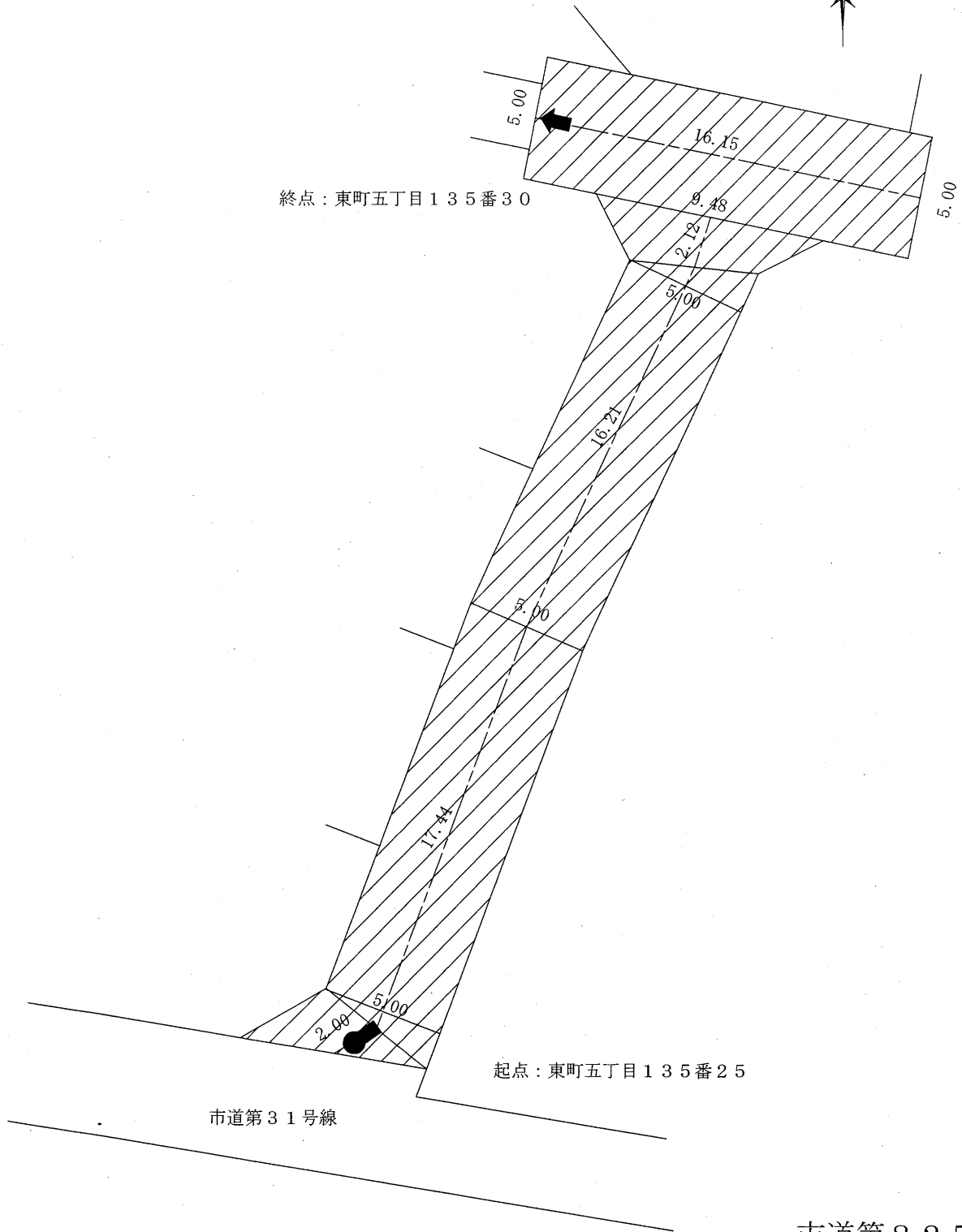
小金井市案内図 (南東部)

市道路線認定見取図

凡 例



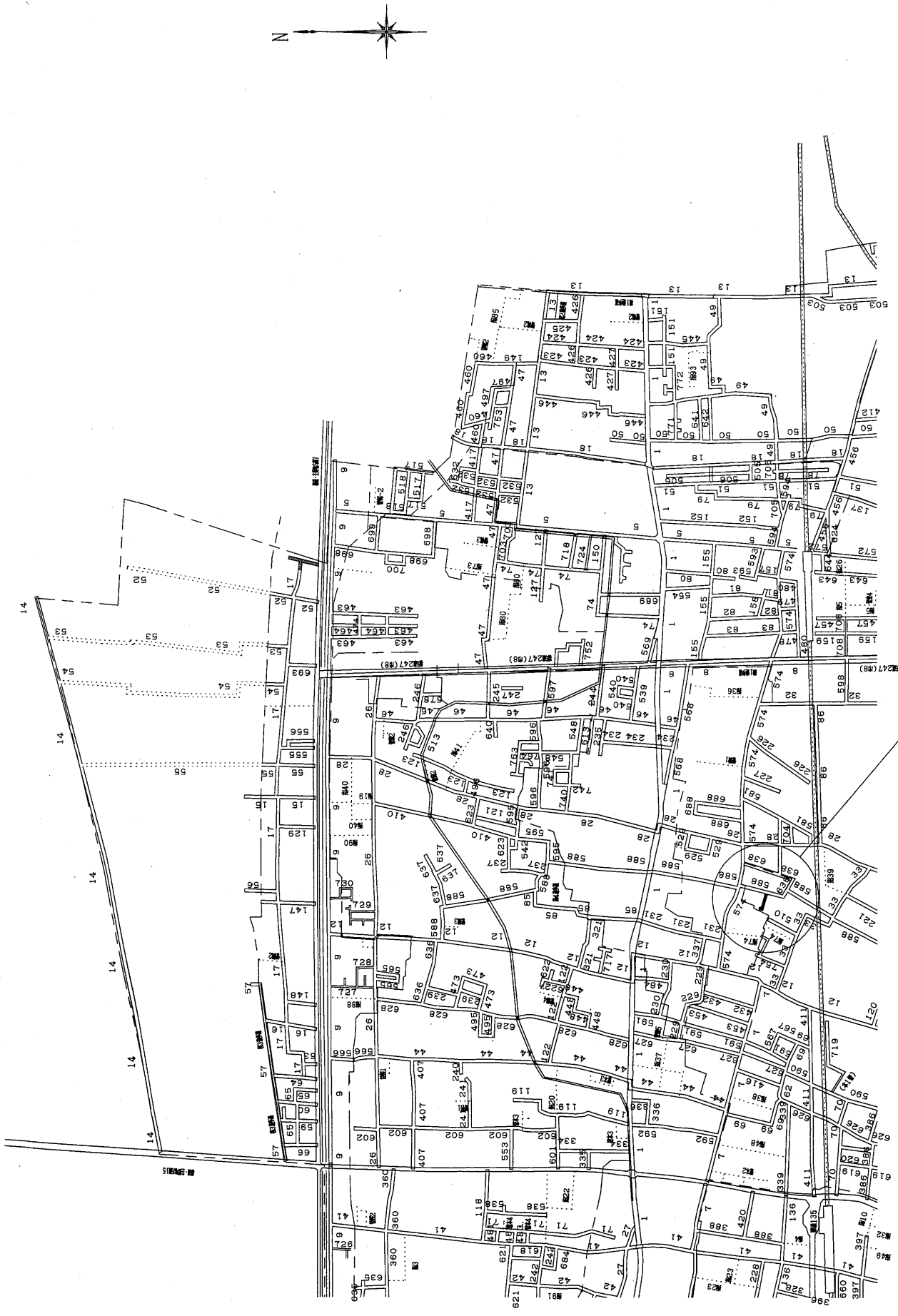
認定路線箇所



市道第 8 2 5 号線

幅員 5.00m

延長 53.92m



市道第826号線

議案第55号資料3

小金井市案内図 (北東部)

市道路線認定見取図

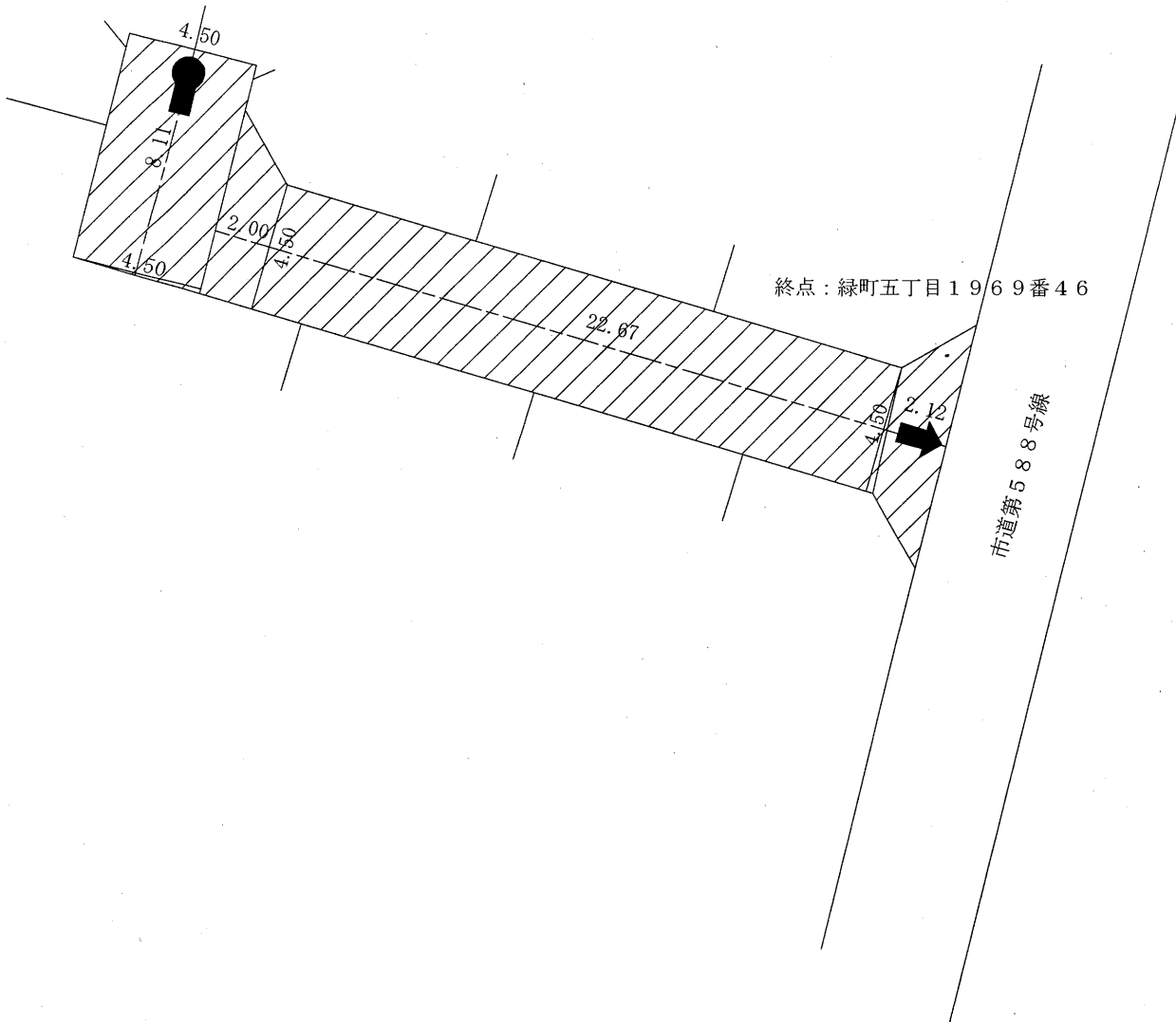


凡 例



認定路線箇所

起点：緑町五丁目1969番42



市道第826号線
幅員 4.50m
延長 34.90m

議案第56号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のように廃止する。

調書

整理番号	路線名	起 点	終 点
291	市道第291号線	貫井南町五丁目89番1地先	貫井南町五丁目89番1地先

平成29年8月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

（提案理由）

当該道路は、隣接地権者への払下げに伴い、当該路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により準用する第8条第2項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。



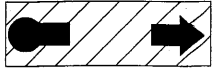
市道第291号線

議案第56号資料1

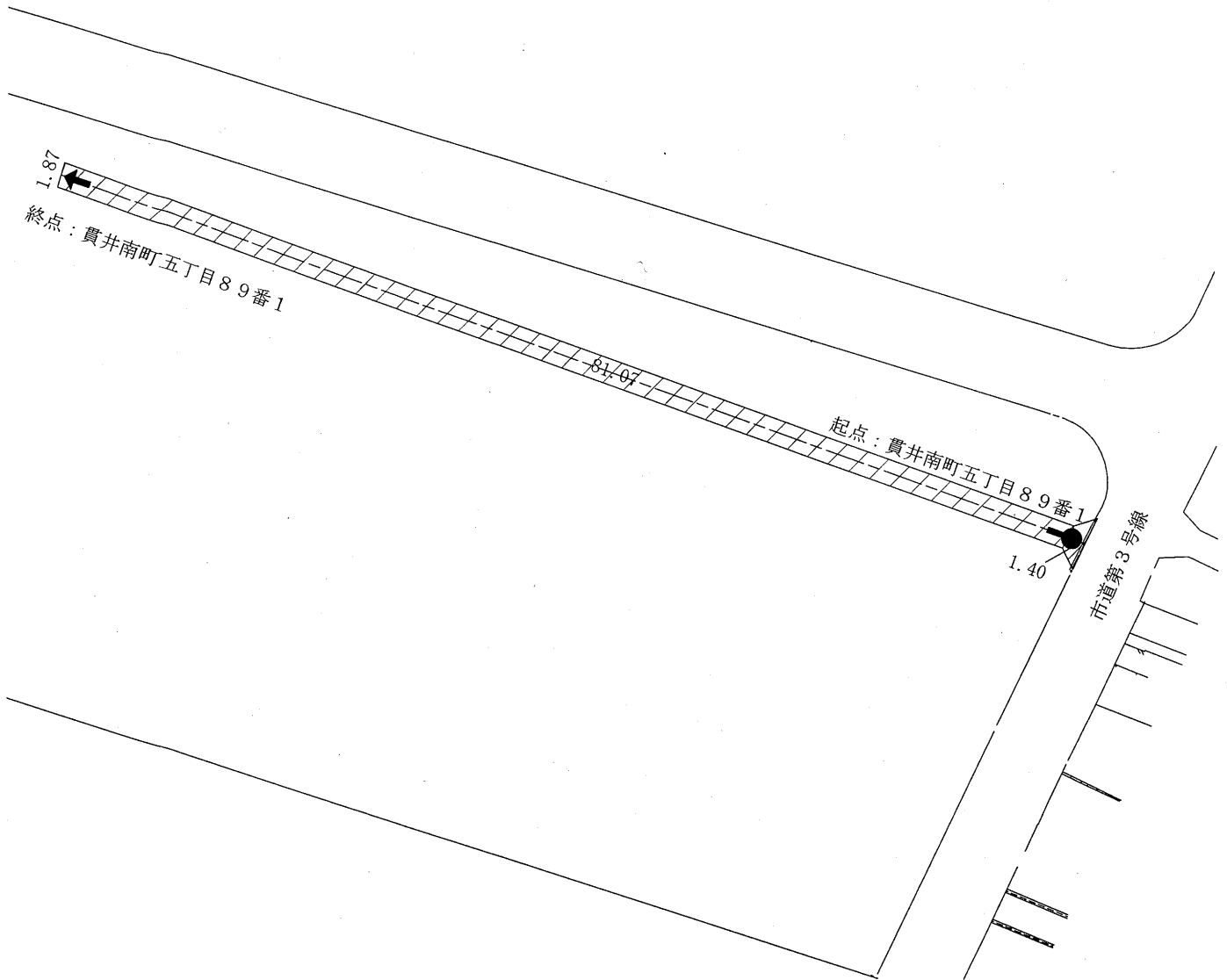
小金井市案内図 (南西部)

市道路線廃止見取図

凡 例



廃止箇所 (全線)



市道第291号線

幅員 1.87m

延長 82.47m

議案第 57 号

公の施設の他の団体の利用に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり小金井市及び府中市が共同で所有する公の施設を調布市の住民の利用に供することについて府中市及び調布市と協議するため、同条第 3 項の規定により議決を求める。

平成 29 年 8 月 31 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

（提案理由）

小金井市及び府中市が共同で所有する公の施設を調布市の住民の利用に供することについて府中市及び調布市と協議する必要があるため、本案を提出するものであります。

1 利用する公の施設の名称

小金井市公共下水道前原幹線

2 排水区域

調布市野水二丁目1番地に設置する「調布市クリーンセンター」敷地内

3 利用の方法

調布市クリーンセンターに設置した排水設備を、小金井市公共下水道前原幹線に接続し、排水する。

4 利用期間

「小金井市及び府中市が設置する公共下水道に係る調布市の利用に関する協定書」の締結日から調布市クリーンセンターの供用を廃止する日まで

5 経費の負担等

(1) 排水設備の設置に要する経費は、調布市が負担する。

(2) 小金井市公共下水道前原幹線の利用に係る使用料は、小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）に定めるところによる。

議案第 57 号資料

小金井市及び府中市が設置する公共下水道に係る調布市の利用に関する協定書（案）

小金井市（以下「甲」という。）及び府中市（以下「乙」という。）と調布市（以下「丙」という。）は、甲及び乙が設置する小金井市公共下水道前原幹線（以下「甲乙施設」という。）を丙が利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲乙施設を丙が利用するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定における用語の意義は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の例による。

（区域）

第 3 条 丙が下水を甲乙施設に排水できる区域は、丙が調布市野水 2 丁目 1 番地に設置する調布市クリーンセンター（丙が所有する一般廃棄物の資源化処理及びし尿処理を目的とする施設をいう。以下同じ。）敷地内とする。

2 前項に規定する区域については、別添「排水設備接続位置図」のとおりとする。

（甲乙施設の利用）

第 4 条 丙は、甲乙施設の利用として、前条に規定する敷地の下水を、公共下水道に流出させるために必要な排水管、排水きよその他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置のうえ、当該排水設備を通じて甲乙施設に排水するものとする。

(排水設備)

第5条 丙は、甲乙施設への排水設備の設置に当たっては、甲と協議のうえ、これを行うものとする。

2 前項に規定する排水設備の設置に要する経費は、丙の負担とする。

(維持管理)

第6条 排水設備の維持管理は、丙が行うものとする。

(原状回復等)

第7条 丙は、前2条の規定により丙が行う排水設備の設置及び維持管理の瑕疵によって甲乙施設を汚損し、又は破損した場合は、丙の責任において、これを原状に回復するものとする。

2 甲及び乙は、丙による前項に係る損害について、甲、乙及び丙で協議のうえ、丙に対して賠償請求することができる。

(利用期間)

第8条 丙が甲乙施設を利用する期間は、この協定の締結日から調布市クリーンセンターの供用を廃止する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、甲乙施設に支障が生じたときその他特に必要があると認めたときは、丙の甲乙施設の利用を廃止することができる。この場合において、甲及び乙は、当該廃止をしようとするときは、あらかじめ丙と協議するものとする。

3 丙は、前2項の規定により甲乙施設の利用を終了したときは、丙の責任において、これを原状に回復するものとする。

(排水量)

第9条 甲は、甲乙施設に支障が生じると認めたときは、丙に対し、甲乙施設へ排水する下水の量を一時的に制限することができる。

2 甲は、前項の規定により甲乙施設への排水を制限しようとするときは、丙に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(使用料)

第10条 甲は、丙が甲乙施設を利用することについて、下水道法及び小金井市下水道条例（昭和44年小金井市条例第33号。以下「甲条例」とい

う。)に基づき、使用料(甲条例第12条に規定する使用料をいう。)を徴収するものとする。

2 前項の規定による徴収に当たり、丙は、毎月調布市クリーンセンターから排水される下水の量を甲に申告するものとする。

(下水の水質基準等)

第11条 丙は、調布市クリーンセンターから排水される下水の水質基準について、下水道法及び甲条例において定める特定施設の設置者に係る下水排除基準のうち、最も多量の下水を排除する1日における当該下水の量が50立方メートル以上であり、かつ、製造業等である場合に適用されるものに適合させるものとする。

2 丙は、前項の規定による水質の適合の確保に向け、1月ごとに水質調査を行い、その結果を甲に報告するものとする。

3 前項に規定するほか、甲は、特に必要があると認めるときは、調布市クリーンセンターから排水される下水の水質基準について、丙の承認の有無にかかわらず、自ら調査することができる。

4 甲は、前項の規定により自ら調査したときは、丙に対し、その旨を通知するものとする。

(利用条件)

第12条 第4条から前条までに規定するほか、甲乙施設の利用に関する条件は、甲条例の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙で記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

小金井市本町 6 丁目 6 番 3 号

甲 小金井市

代表者 小金井市長 西岡 真一郎

府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地

乙 府中市

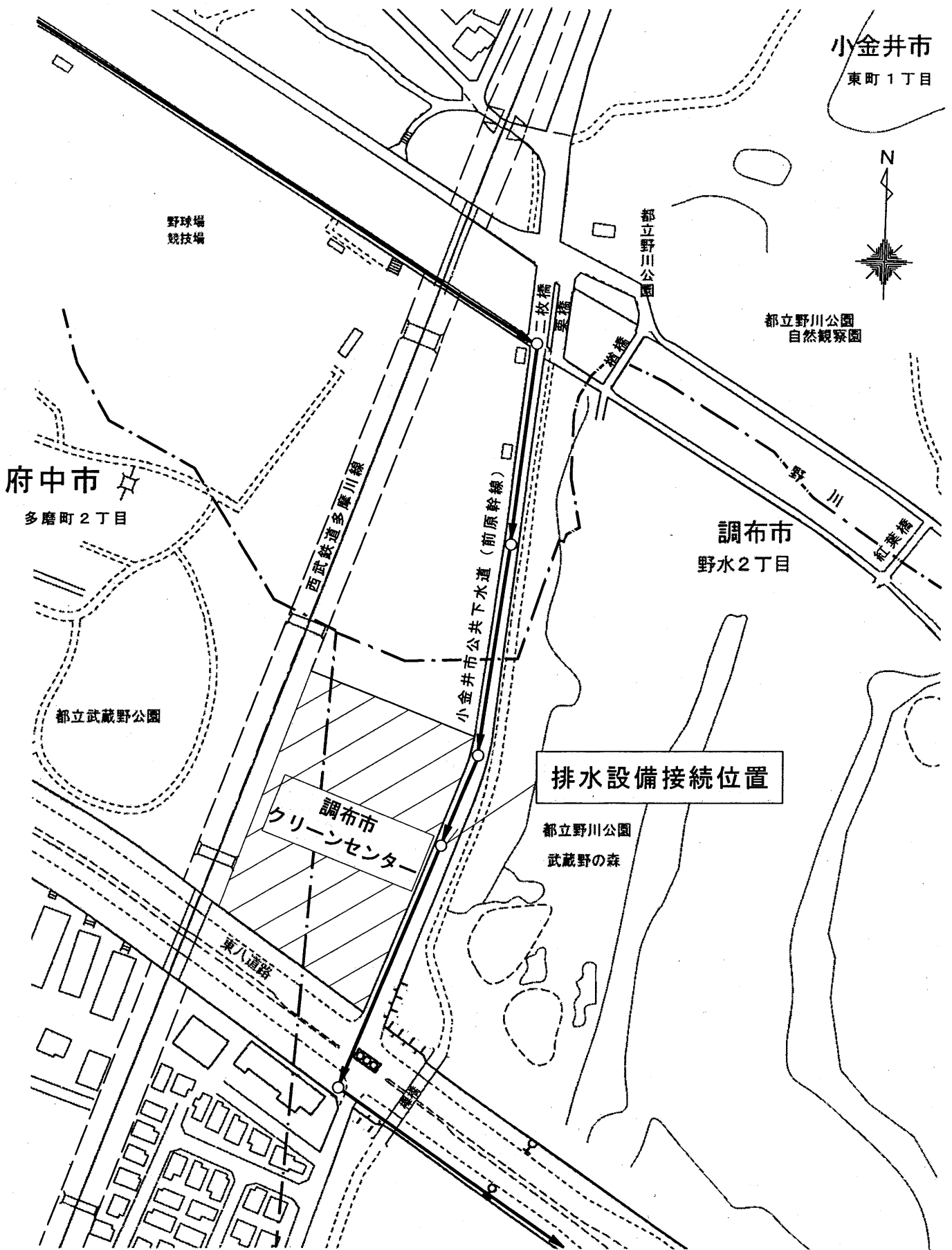
代表者 府中市長 高野 律 雄

調布市小島町 2 丁目 3 5 番地 1

丙 調布市

代表者 調布市長 長友 貴 樹

排水設備接続位置図



工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

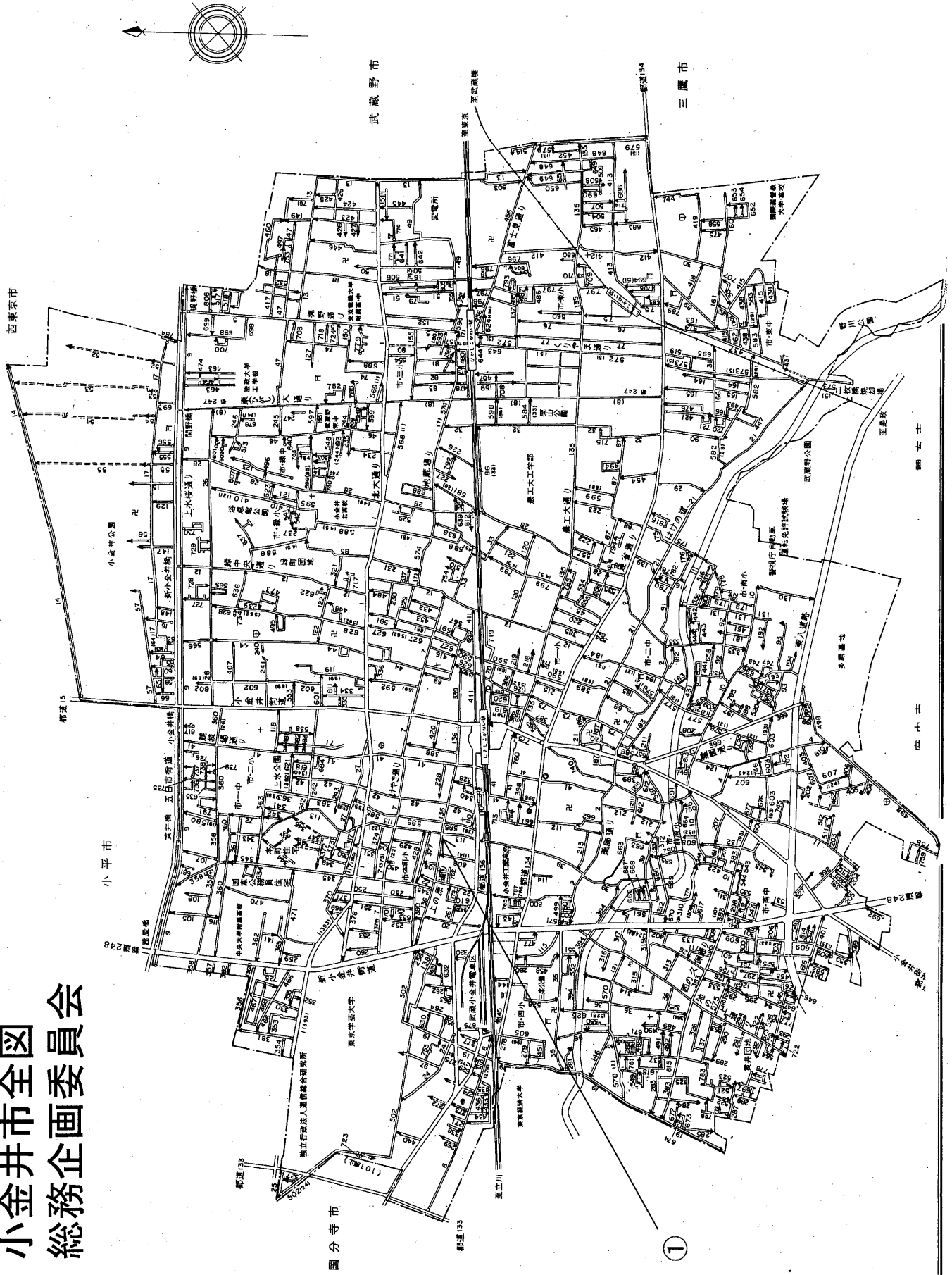
平成29年 5月 1日から
平成29年 7月31日まで

総務企画委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 業者 名	契約金額(円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	3644-0	平成29年7月24日	小金井市上之原会館エレベーター改修工事 フジテック(株) 首都圏統括本部	¥14,590,800	平成29年7月25日から 平成30年1月5日まで	エレベーター改修工事	随意契約1 者	0

進捗率は、平成29年8月1日現在

小金井市全図 総務企画委員会



① 小金井市上之原会館工レバ一タ一改修工事

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成29年 5月 1日から
平成29年 7月 31日まで

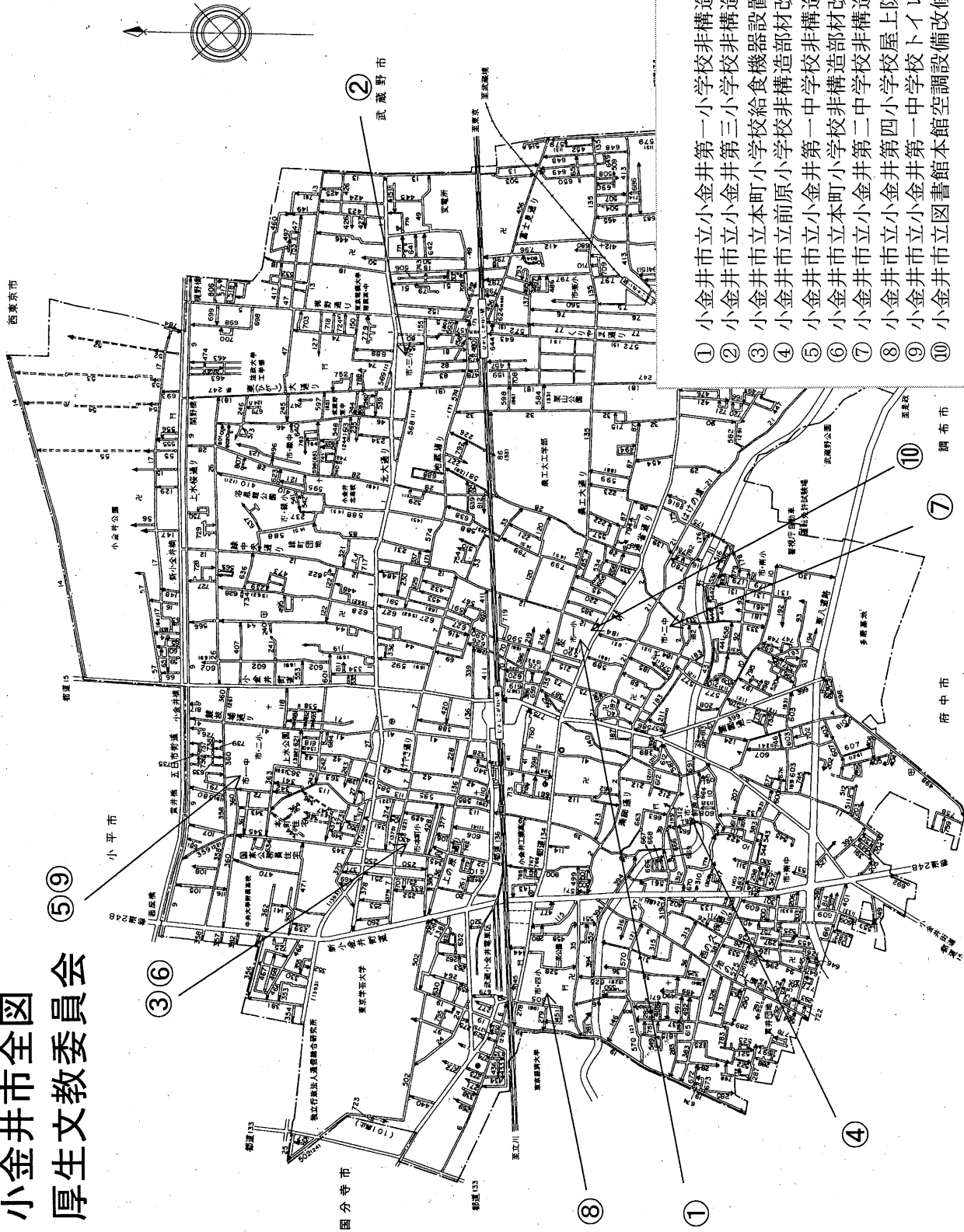
厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	1804-0	平成29年5月22日	小金井市立小金井第一小学校非構造部材改修工事 (株)守屋工務店	¥17,809,200	平成29年5月23日から 平成29年9月11日まで	非構造部材改修工事 体育室 吊り型バスケットゴール撤去・新設、ガラス飛散防止フィルム設置、天井撤去、照明器具等落下防止	指名競争入札8者	40
2	1811-0	平成29年5月22日	小金井市立小金井第三小学校非構造部材改修工事 相沢建設(株)	¥12,690,000	平成29年5月23日から 平成29年9月11日まで	非構造部材改修工事 体育室 吊り型バスケットゴール撤去・新設、照明器具等落下防止	指名競争入札8者	30
3	2146-0	平成29年6月1日	小金井市立本町小学校給食機器設置に伴う設備工事 関建設工業(株)	¥29,754,000	平成29年6月2日から 平成29年9月8日まで	1 給食室 建築工事(内装改修)、電気設備工事、機械設備工事(給排水設備、空調設備)、ガラス設備工事 2 給食休憩室 トイレ改修	制限付一般競争入札1者	10
4	2294-0	平成29年6月6日	小金井市立前原小学校非構造部材改修工事 (株)須藤工務店	¥15,444,000	平成29年6月7日から 平成29年9月11日まで	非構造部材改修工事 1 体育室(ステージ) 天井撤去・新設 2 体育室(アリーナ) 照明器具等落下防止	制限付一般競争入札1者	30
5	2310-0	平成29年6月6日	小金井市立小金井第一中学校非構造部材改修工事 (株)昭和未来	¥20,109,600	平成29年6月7日から 平成29年9月11日まで	非構造部材改修工事 1 体育室 照明器具等落下防止 2 柔剣道場 天井撤去・新設	制限付一般競争入札1者	30
6	2334-0	平成29年6月6日	小金井市立本町小学校非構造部材改修工事 関建設工業(株)	¥34,236,000	平成29年6月7日から 平成29年9月11日まで	非構造部材改修工事 1 体育室 天井撤去・新設、ステージ天井撤去・新設、ガラス飛散防止フィルム設置 2 校舎 ガラス飛散防止フィルム設置	制限付一般競争入札1者	20
7	2394-0	平成29年6月8日	小金井市立小金井第二中学校非構造部材改修工事 金澤建設(株)	¥18,144,000	平成29年6月9日から 平成29年9月11日まで	非構造部材改修工事 1 体育室 ガラス飛散防止フィルム、照明器具等落下防止 2 柔剣道場 天井撤去・新設 3 校舎 ガラス飛散防止フィルム	制限付一般競争入札2者	40
8	2622-0	平成29年6月15日	小金井市立小金井第四小学校屋上防水等改修工事 (株)青木工業	¥14,516,280	平成29年6月16日から 平成29年9月11日まで	屋上防水改修工事 1 シート防水(平場661.8㎡、立上り37.1㎡) 2 塗膜防水(147.7㎡)	制限付一般競争入札1者	40
9	2626-0	平成29年6月15日	小金井市立小金井第一中学校トイレ改修工事 相沢建設(株)	¥15,120,000	平成29年6月16日から 平成29年9月4日まで	トイレ改修工事(約43㎡) 1 建築工事(床・壁・天井、トイレブース等改修) 2 給排水衛生設備工事(便器、給排水管等改修) 3 電気設備工事(照明器具等改修)	制限付一般競争入札2者	30
10	2947-0	平成29年6月26日	小金井市立図書館本館空調設備改修工事 ムサシノアロー(株)	¥85,730,400	平成29年6月27日から 平成30年1月15日まで	既設空調設備撤去・新設	指名競争入札10者	5

進捗率は、平成29年8月1日現在

小金井市全図

厚生文教委員会



- ① 小金井市立第一小学校非構造部材改修工事
- ② 小金井市立第三小学校非構造部材改修工事
- ③ 小金井市立本町小学校給食機器設置に伴う設備工事
- ④ 小金井市立前原小学校非構造部材改修工事
- ⑤ 小金井市立小金井第一中学校非構造部材改修工事
- ⑥ 小金井市立本町小学校非構造部材改修工事
- ⑦ 小金井市立小金井第二中学校非構造部材改修工事
- ⑧ 小金井市立小金井第四小学校非構造部材改修工事
- ⑨ 小金井市立小金井第一中学校屋上防水等改修工事
- ⑩ 小金井市立図書館本館空調設備改修工事

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

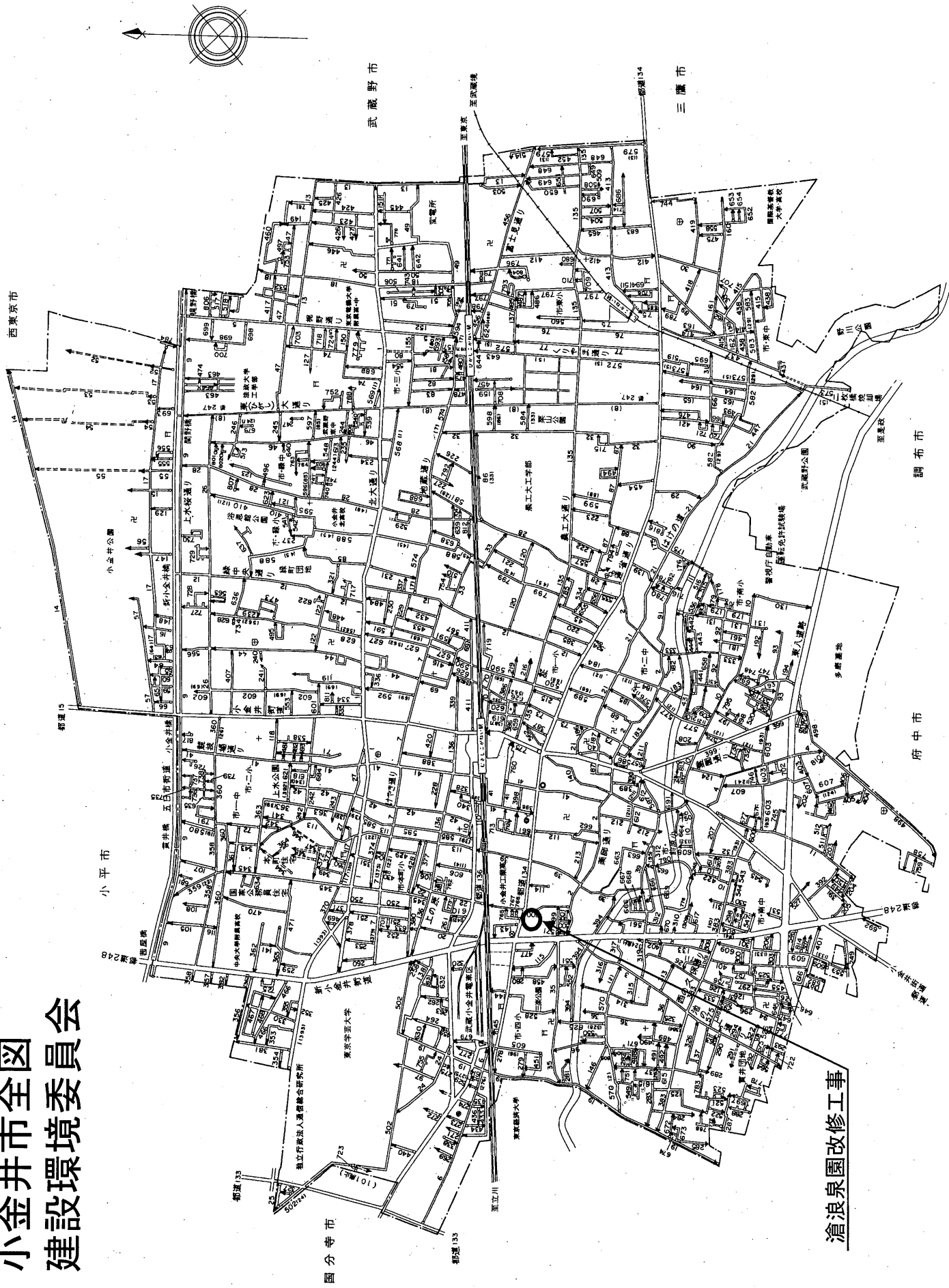
平成29年 5月 1日から
平成29年 7月 31日まで

建設環境委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 業者 名	契約金額(円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	3509-0	平成29年7月18日	滄浪泉園改修工事 (株) 蛭田植物園	¥12,906,000	平成29年7月19日から 平成29年11月21日まで	竹垣補修工1.0式 園路補修工1.0式 池籬岸用乱杭補修工1.0式 藤棚補修工1.0式 緑道護岸補修工1.0式	指名競争入 札8者	5

進捗率は、平成29年8月1日現在

小金井市全圖 建設環境委員会



滄浪泉園改修工事